

平成三十年（二〇一八）三月二十六日発行
『大倉山論集』第六十四輯 抜刷
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

明治時代の高等女学校と服装論議
—女子生徒の着袴—

刑部芳則

明治時代の高等女学校と服装論議

—女子生徒の着袴—

刑部 芳則

目次

はじめに

一 皇室の洋装と袴

二 女子服装の改良論議

三 女学校の改良服実施と論議

四 女学校の服装規定と徽章の制定

五 女子生徒の服装問題

おわりに

キーワード

「婦衣服制のことに付て皇后陛下下思食書」 海老茶袴

下田歌子 衣服改良運動

はじめに

明治期の女性の服装について言及する際に避けては通れない問題が、明治十年代後半から二十年代前半までに起きた女性の洋装の導入過程と、明治三十年代から加熱する「衣服改良運動」である。これまでの服飾史研究では、鹿鳴館時代の欧化政策が挫折し、その後起きた国粹主義の社会風潮により、前者の女性の洋装は衰退したと位置づけている。その一方で後者の「衣服改良運動」が起きる理由についての明言は避けており、前者と後者の関係性は曖昧である。①そもそも欧化政策の挫折により洋装が衰退し、国粹主義の社会風潮を受けて和服へ回帰したという考え方は、歴史事実からして妥当ではない。②

なぜなら女性の洋装は政府高官や華族の間でも普及しなかったのであり、それ以外の女性は欧化政策下においても和服を着ているからである。また政治や外交の間接的な役割を持つ夜会へ参加する女性たちと、それとは無縁な女性たちの服装は区別して考えなければならない。このような点は、筆者が鹿鳴館時代の洋装化について検討した際にも指摘したが、③依然として服飾史研究者には効果が見られない。その証左となるのが、難波知子氏の研究成果でも政府高官や華族の洋装と、一部の学校で取り入れた女子生徒の洋装を混同視し、明治二十年代以降の女学校の和服姿を欧化の反動として捉えているからである。④

実際、本稿で明らかにするとおり、明治三十年代から加熱する「衣服改良運動」のなかでは、宮中儀礼などで用いる女性の礼服は議論の対象になっていない。従来の「衣服改良運動」の研究では全女性を対象とする広義の意味と、ある特定の女性を対象とする狭義の意味とを区別することなく考えている。⑤だが、明治三十年代の議論の争点は、全

女性の服装を視野に入れる改良論は後退し、現実的には学校という限られた場所の女性の通学服へと焦点が絞られている。そうした事実から筆者は、当時の「衣服改良運動」とは広義の意味での全女性ではなく、狭義の意味での女子生徒の服装改良を目指していたと捉えるべきだと考えている。

裏を返せば、当時の女学校の制服は「衣服改良運動」の問題そのものであり、女性の服装改良を検討する上で重要な意味を持つといえる。検討材料には各高等学校の記念誌が重要な手がかりとなるが、野間教育研究所とお茶の水女子大学附属図書館を除くと、国立国会図書館をはじめ、日本史学の専門学科を置く大学図書館でもほとんど所蔵していない。女性の服装を考える上で女子生徒の制服が重要な意味を持つにもかかわらず、近年まで本格的に検討されてこなかったのは、検討材料となる史料収集の難しさが影響していたように思われる⁶。

そのようななかで難波知子氏は、お茶の水女子大学附属図書館所蔵の各高等学校の記念誌や『婦女新聞』などを活用して、明治時代の各高等女学校の女子生徒の着袴姿を紹介し、着流し姿から着袴姿への変遷過程を明らかにした。また高等女学校で袴を採用するより前に衣服改良意見が創出したことについても、各有識者の改良服などを紹介しながら説明している。だが、難波氏の論考は服飾史の古典的な制服変遷の列挙主義とは異なるものの、やはり女子生徒の制服の変遷を探ることに力点が置かれているため、改良服や各高等学校の特徴的な構図の紹介が中心となっており、各有識者間の議論の共通項と差異や、各学校内の議論については検討の余地が残されている。

筆者は、明治三十年代に高等女学校で着袴が試みられ、それが明治末年までに全国的へ広がっていく背景には、当時の有識者の議論と、各学校内の議論とが重層的に関連し、それが当時の女子生徒の服装として最良のものだと判断されたと考えている。難波氏と似て非なる論考をあらためて発表する意味は、改良服や各高等学校の特徴的な構図や、各学校で着用された袴の違いなどに注目することはもとより、それらをもたらしした議論の中身を検討することにある。

また難波氏は都市と地方という地域差についても触れられていないが、はたして木綿製の筒袖に袴という姿は全国的に普及したと考えてよいのだろうか。この点も女子生徒の服装をめぐる議論のなかから見出すことができる。

このような残された論点に注目する本稿では、まず下田歌子が着袴を考案した理由について、彼女が奉職していた宮内省と皇族の洋服事情から検討し、洋服と着袴には「婦女服制のことに付て皇后陛下思食書」が共通していることを明らかにする。また当時の服装論議や各高等女学校の動きが見て取れる『婦女新聞』を中心とし、各高等学校の記念誌を利用しながら、明治三十年代の「衣服改良運動」の論点を抽出して着袴が望まれた要因を検討する。そして明治三十年代から四十年代に全国の高等女学校に袴が普及する過程について、学校側と父兄および女子生徒側の意向を含めながら考える。最後に東京と地方における女子生徒の服装の差異や、着袴の限界について指摘し、大正期の洋式制服化が必要となることを明らかにする。

一 皇室の洋装と袴

女子生徒に袴を着用させた先駆者としては、跡見女学校の創設者跡見花溪と、華族女学校の幹事兼教授下田歌子が挙げられる。明治八年（一八七五）に開校した跡見では、美子皇后（昭憲皇太后）からの御内意を受けて、宮中で女官が用いる緋袴の色を紫に変えたものを生徒たちに穿かせたというが、その明確な年代はわからない。また後述する女子生徒の着袴をめぐる議論のなかでも下田の話しか出てこない。このような点から、女子生徒の着袴の原点は、下田と見てよいだろう。明治十八年（一八八五）十月三日、華族女学校は開校に先立ち、「本校ノ生徒タルモノハ袴ヲ着シ靴ヲ穿クベシ」、「表衣ハ随意トス」、「袴ハ縞ヲ除クノ外、色目、地紋随意タルベシ」、「結髪ハ随意タリ」、「西洋

「服ニテモ苦シカラズ」と指示した。⁸⁾

袴は縞柄を除けば上着の着物とともに生地も色目も自由であった。当時は鹿鳴館で夜会・晩餐会・舞踏会などが開かれ、参加者の華族や政府高官たちの夫人および娘には中礼服（ロープ・デ・コルテ）という洋式礼服の着用が望まれた。華族女学校には、そのような場に出る資格を有する華族の娘も通うため、洋服着用を認めていたのである。しかし、実際に着る者は少なく、女性華族の間ですら洋服は普及しなかった。⁹⁾

そこで華族女学校では、明治二十年（一八八七）五月九日に洋服着用を義務づけ、翌二十一年（一八八八）十月二十日には病気のときに和服を着用する手続き方法を定めた。①一週間以内は保証人から差し出させ、②三週間以内は①に加えて医師の診断書を添付し、三週間以上の場合には適宜①と②の手続きをさせた。だが、明治二十二年（一八八九）七月三十一日には式日を除いて和服着用での通学を許可し、翌二十三年（一八九〇）六月四日には式日を含め和服と洋服のどちらでもよくなった。そして和服を着る場合でも「質素ヲ旨トシ華奢ニ流レザル様精々御注意有之度」と、服装が華美にならないように注意している。¹⁰⁾

宮中に奉仕する女官の緋袴を除けば、着袴は男性に限られた。宮中の緋袴は紐が一本のため緩みやすく、男性用の襠のある袴は女兒には不便な上に裾がまくれやすかった。生徒が椅子に座っているときに着物の裾がめくられて素肌が出るのは失礼であった。そこで下田が考案したのが、緋袴と指貫を折衷し、紐を前後二本、襠を除いてひだを多くした袴である。¹¹⁾

下田によれば、華族女学校で袴を採用したときには、周囲から反対意見が凄かったという。それにもかかわらず彼女が同校で採用したのは、赤坂仮皇居に近い場所に校舎があり、ときどきそこへ美子皇后（昭憲皇太后）が行啓したことによる。よって宮中の女官と同じように袴を女子生徒たちにも穿かせたのである。¹²⁾それが後述するように、衛生

的にも経済的にも便利だという衣服改良意見と合致し、下田の着袴論は支持されるようになっていく。

従来の研究でも着袴が衛生面や経済面において有意義であったことは指摘されているが、その前段階として下田が袴に注目した背景については考察していない。この背景からは、男性が穿くものとされてきた袴が、女性が穿くものになる素因と、活動的でありながら礼儀の面でも適したものであると考えられた意味が見えてくる。そこでまずは、着袴に大きな影響を与えた下田と袴の関係性について、当時の女性の洋服を加味しながら検討する。

下田は、明治二十六年（一八九三）と二十八年（一八九五）の二度にわたりイギリスに渡航している。現地の教育施設を巡回し、その模様を調査する目的があった。明治二十八年のイギリス滞在中にはヴェクトリア女王に謁見している。下田によれば、外国の実情を知る友人からの助言により、日本からは洋服に加えて和服を一式持っていったという。女王との謁見に際しては、イギリスの婦人に比べて見劣りする洋服姿よりも、整った出で立ちである和服のほうがよいと判断した。そこで下田は、白の内衣に緋の長袴、唐織の単に小桂衣を着用し、髪は長く後ろに垂れた姿で宮殿に臨んだ。¹³

和装礼服の袴姿で謁見したのである。これを女王は気に入り「日本の宮中の服は、単純にして、しかも最も気高き品位を示すものだ」と感想を述べた。¹⁴ 来日した外国人の多くが和服姿に魅力を感じていた事実¹⁵からすると、女王の感想も例外ではなかったといえる。なによりも、下田が外国人から日本女性の姿が洋服よりも和服のほうがよく見られると、感じていたことは看過できない。

だが、宮内省内では下田が袴姿で女王に謁見したことを快く思わなかった者が少なくなかった。明治二十八年十一月二十六日に明治天皇の皇女である常宮・周宮御養育主任の佐佐木高行は、イギリスで下田が「耶蘇教信者となり耶蘇家に救助を受け、又緋の袴に白を常事着用したる」¹⁶などのことが、宮内省内で噂になっていることを耳にしてい

る。前者は下田がキリスト教に心酔していることを指し、後者は洋式礼服を用いなかったことである。また佐佐木は「下田は宮内省中にも敵多き由、宮中の女官中には、以前改革云々の説を下田相唱へたる事に因縁する由、其他妬み候人々もある事¹⁷⁾」という情報も得ていた。つまり、右の噂によって下田が罷免されることを望む者が存在したのである。

そうした情報を耳にした佐佐木は、「緋の袴云云は、夜会等之節彼の国の上流社会之通りの衣服等は僅の御手当にては不相調、極下等の彼の服よりは吾か固有之服の方遙に宜敷に付着用致候」などと、下田の行動に理解を示している。夜会用の洋服は高価なため十分なものが用意できず、下等の洋服より袴のほうが良いという。また下田が「衣服の沿革等の解明」に意を注いでいたため、イギリスで「日本の往古よりの沿革等」を説明したところ、「大に彼れに気受け能く好都合」であったということも評価している。¹⁸⁾ここでは佐佐木など下田を擁護する省内関係者がいたこともあり、彼女が罷免されることはなかった。

宮内省内で下田を敵視する者が、彼女の袴姿を批判しているのには理由が存在した。それは明治十九年（一八八六）六月二十三日に皇后や女性皇族などが洋服を着用することが明示され、翌二十年一月に美子皇后が「婦女服制のことに付て皇后陛下思食書」を出したことである。これにより皇后や女性皇族はもとより、女官たちが公式の場に出るときは洋服を着た。袴は洋装を用意できない勅任官・奏任官および華族の夫人たちが公式の場に着用していた。だが、下田のように女王に謁見するとなれば、皇后・女性皇族・女官と同様に洋式礼服を用いるのが妥当であったといえる。したがって、宮内省内から下田の行動に批判の声を挙げる者が出たのである。

これから述べる高等女学校の生徒を含む一般女性とは異なり、女性皇族には洋服用が義務化されていたことを見失ってはならない。いわゆる鹿鳴館時代の夜会全盛期を過ぎ去っても、また衛生面に問題のあることが自明であって

も、皇室ではそれを用いていたのである。この点は下田が携わった常宮・周宮の御養育方針をめぐる言説から明らかとなる。明治三十三年（一九〇〇）三月頃、伊藤博文が佐佐木高行の妻貞子に「両内親王にも追々西洋服御着し被為遊候様致度と被考候、如何哉」と質問したところ、貞子は「既に御公式の節皇后陛下御着服被為遊、御服制御規定成候上は両宮に被為在ても其御制度は御遵奉被為遊候」などと答えた。また貞子は伊藤に対して両宮が洋服を着用するからには、「外国人に被笑不申様に御立派に無之ては不相成」と述べている。¹⁹⁾

この内容を三月十日に知った佐佐木高行は、明治二十年一月一日から皇后が公式儀礼において洋式の大礼服を着ているため、「御引戻しと申事は時勢六ヶ敷御事なり」と判断した。そして彼も「只此上御不体裁に無之様致す事肝要ならん」との感想を記している。²⁰⁾つまり、今さら公式儀礼の場で皇后や女性皇族が袴袴に戻すことはできず、常宮と周宮も洋服の着用は避けられない。外国人から笑われない着こなしを心得る必要があるというのが、共通の見解であった。

そして女性皇族の洋服着用については、明治天皇も心配していたことが次の記述からわかる。明治三十三年五月二十一日、侍従長の徳大寺実則に面会した佐佐木は、「御洋服御見合之義は御衛生に付御懸念被為在候御模様なれども、一体子供は決して御懸念は不被為在、既に侍医にも相談之処同様の考なり。大人は腹部をメめるとかにて歐洲人も衛生上云々と議論有之趣なれど、或は其辺を被聞召ての御事には有間敷哉」と述べている。²¹⁾佐佐木は天皇が常宮と周宮の洋服着用を見合わせているのは、欧州でも大人の洋服は腹部を締めつけることが衛生上の弊害となっているとの話を聞いたからではないかと予測した。そこで侍医にも確認して子供服はそうした弊害がないことを説明する。

これを聞いた徳大寺は、「御衛生上云々との御沙汰なれば追々侍医局長へも御下問可被為在候。尤御真意は子供の服は足を出候様の体にて体裁宜しからず、男子同様なればと御内々御沙汰なり」と話している。天皇の心配事は洋服

が体に与える衛生上の問題に加え、足が出てしまうことであった。佐佐木は「其思召に候へば差急ぎ候訳には無之」、
「私とても洋服は不相好候」などと、⁽²²⁾ 両宮に洋服を着せるのを見送っている。

ここからは、皇室では女性も洋服を着なければならぬが、子供用でも素足が出やすいなど着用上の注意点があつたことがわかる。さらに年齢が増して成人用ともなれば、着心地の悪さ、衛生上の問題などが加わる。高額な調製費用が求められることも忘れてはならない。この問題は佐佐木の言説にも出ているが、西洋における婦人服でも同じであった。皇室では海外の王室との儀礼上の体面を考慮して洋式服制を採用したものの、多くの難を抱えるそれを一般の女性たちに要求することは困難であった。そうならば、一般においては洋服とは異なる手段を模索するのは当然の流れといえる。

そこで筆者が注目したいのが、明治二十年に出された「婦女服制のことに付て皇后陛下思食書」である。従来の教育史や服飾史における女子生徒の服装の研究では、この有名な文言を重ねて考察していない。だが、この文言は女性の洋装化はもとより、それに代わる女子生徒に着袴が生まれた素因と考えられる。「婦女服制のことに付て皇后陛下思食書」は古代の女性の服装に復古するといふ論理で洋服を正当化し、美子皇后の洋服着用に対する反論を封じる意図から作られた。古代の服装は衣と裳とに分かれており、女性用の洋服の衣と裳の組み合わせが単なる西洋の模倣ではないという。⁽²³⁾ 裏を返せば、近世から広く用いられていた長衣に帯を締める着物を否定したことにもなる。もちろん、この文言の対象者が当時洋服着用を求められた女性皇族・女性華族・勅任官および奏任官の婦人たちであった点には留意を要する。

高額な調製費用を要する洋服を一般の女性に求めることはできない。とはいうものの、「婦女服制のことに付て皇后陛下思食書」を出したからには、長衣に帯を締める着物に依拠しつづけるのも不都合であった。そこで長衣と袴の

組み合わせは、洋服に代わるものとして相応しかったといえる。また着袴は天皇が懸念した素足を隠すことができ、礼節上でも好ましかった。ここに筆者は、高等女学校の通学服として着袴が登場する論理性および正当性が生まれたと考える。そのように考えると、次章で述べる明治三十年代に展開された衣服改良意見の多くが、長衣に帯を締めることを批判し、着袴を奨励する意見が大勢を占めたことも、偶然ではなくなる。

二 女子服装の改良論議

衣服改良論は、明治二十七年（一八九四）から八年に起きた日清戦争を経て加熱する。初の大規模な対外戦争を経験し、強壮な男児を生む健康な女性が必要だと認識したのである。また国家総力戦となれば、銃後の女性の働きが期待される。家庭のなかに閉じこもっているだけではなく、野外で活動するには、それに適した服装が欠かせない。このような観点から健康かつ活動的な衣服の改善が図られるのである。

教育者の小島政吉は、明治三十一年（一八九八）十二月に「日本が、列強の間に立ちて、競争せんとするときの婦人の服装には適しません、今日以後の婦人諸君は、相応の体質を有ち、さるべき活動をせねばなりません」と主張している。²⁴

『女子の友』を発行する東洋社は、明治三十二年（一八九九）一月に「女子服装改良方案懸賞募集」を実施した。審査員には文部書記官の寺田勇吉、文部省衛生主事の三島通良、下田歌子、教育学者の加藤錦子を選ばれ、同年十一月十五日を締切期限と定めた。改良案は、翌年一月の『女子の友』で披露される予定だったが、期待した模範となる改良案は集まらなかった。²⁵ 審査員の間でも良案が出ないのであるから、一般読者に意見を求めるのは早計であった。

審査員の寺田は右の点を反省しつつ、その後も良案が生み出されない状況を歎いている²⁶。

そのようななかで後述する高等女学校が設立され、着袴が普及していく。三島通良は、高等女学校において袴が普及したことを喜びながら、着用の仕方に警鐘を鳴らしている。彼が問題視したのは袴の丈が長く、それにともない袖も長い点にあった。外見的に恰好が良いように見えるが、胸の上で帯紐を絞めることは発育および衛生上に悪いことを指摘する²⁷。明治三十四年（一九〇一）三月に三島は、現在考案中である女学校の制服が完成したら、公立の女子生徒に着用を命じる方針であることを語っている²⁸。

それより先に『東京市教育時報』紙上で女服改良の考案を発表したのが、小児科の医学博士弘田長である。弘田の案は、十二歳か十三歳くらいの着物を膝上あたりまで切ったものを襦袢の上に着て、兵児帯をつけ、車夫が着るような猿股を用いる、そして袴は中が割れていない行灯袴とするものであった。朝鮮袴を参考にしたという行灯袴は、中の下着が見えるのを防ぐためだといふ²⁹。

その五ヵ月後の明治三十四年八月には女子美術学校舎監の横井玉子が、和洋折衷の改良服を発表した。彼女の改良服は、十五歳から十六歳を着用対象として考案された。肩幅は成長に応じて伸縮できる「金巾ヒダ」とし、その長袖上衣に「西洋ペテコの類」とするスカート型の袴を穿いた。また帯の代わりに中央に花模様のパックルがあるバンドをつけた³⁰。

弘田と横井の違いは、改良服に東洋と西洋のいずれを参考にするかである。前者の手法は従来の和服をいかに改良するかという点に重きが置かれ、後者の手法は鹿鳴館時代に普及しなかった西洋服の課題点をどのように克服するかにあったといえる。この点は教育者と医学者たちの共通課題となっていく。

弘田長は女服改良会を結成し、明治三十四年三月六日に大日本婦人教育会事務所に委員会を開いた。委員会には委

員の浜尾作子・鳩山春子・高木鑠子・山脇房子・松前藤子・清藤秋子・三輪田真佐子が参集した。議論の末、改良服の体裁はほぼ決まったというが、その実施に向けては今後の課題となったようである。³¹ここに教育者として活躍する三輪田や、大正時代に他校よりも早い段階で洋服を取り入れた山脇などの名前が挙がっているのも注目される。大正時代の生活改善運動が、この時点から連続していることがうかがえる。

衣服は身体に影響を与えるため、医学者たちも黙ってはいなかった。明治三十三年十二月に海軍軍医総監の高木兼寛は、改良服を急速に普及させることは困難であると考え、まずは女子生徒に限定して実践することを主張する。その実践内容は女子生徒の広帯と長袖と袴に変えることだという。そして高木は、文部大臣の松田正久に対し、この変更は衛生上、経済上、作業上の三点から意義があると説いた。³²さらに筒袖と袴着用の実施には文部大臣から訓令を発するのが良策だと建議している。だが、文部省が積極的に動かなかつたため、同三十五年（一九〇二）三月にも同じことを論じている。³³

警視庁警察医長の山根正次は、文部総務長官の岡田良平と女子服装の改良について相談していた。山根は海外で女子の体育の必要性を痛感し、帰国後には運動に適した女子服装の改良を提唱した。その根幹は、強壯な男児を出産させるため、健康な母体を作ることであった。³⁴右の趣旨にもとづき山根は改良服を考案するが、デザインには美術上の欠点があると自覚していた。大日本女学会理事長山沢俊夫宛の書翰からは、健康かつ運動に適した女子服装の改良に多少の美観が損なわれるのは仕方がないと考えていたことが見て取れる。³⁵衛生面から山根が考案したのが、明治三十五年一月に刊行した『改良服図説』で紹介する改良服である。

その著書のなかで山根は、袖の長い和服と裾の長い洋服の欠点と、和服の広帯で胸を締め、洋服のコルセットで腰を締める衛生的な弊害を指摘し、袖を細くして袴を着けることを奨励する。胸を締めると十分な呼吸をすることがで

さず、血液の循環が悪くなり、運動はおろか健康を害することになるという。活動的ではなく青白い顔色の女性に美を感じ、広袖で広帯の着物を優雅であると見なすのは誤りであり、健康かつ活動的な女性に対する偏見をなくす必要性を訴える。さらに雨の日に足を重くする下駄と、常に簪や櫛で頭が重くなる結髪の悪いことを取り上げ、靴を履き、庇髪かお下げ髪にすることを推奨する。³⁶⁾

右の観点に加えて山根は改良服の考案にあたり、①一定の形のもの、②体育に有益な効力のあること、③誰にでも簡単に縫えること、④日本の織物でできること、⑤お金が多くかからないこと、という五点を重視した。山根の改良服は、袖が細く、膝までの裾の袴を胸下に短く穿くものであり、自身も認める美的上の欠点は各専門家からの改良意見を望むという。また山根は持論を各地の講習会などで示し、改良服の普及に努めたが、自らの子供たちに着せて通学させるなど、家庭内でも実践して効果的なことを証明した。³⁷⁾

本郷東竹町にある東京裁縫女学校でも教員と生徒の改良服が作製されたが、手首を紐で結ぶ筒袖という特徴を除けば、他の改良服論者が提案する筒袖袴と大差はなかった。³⁸⁾ 同校長の渡辺辰五郎は、この改良服を一般に普及させるため、毎日午後二時から四時まで質問に答え、無月謝で作製方法を教授した。³⁹⁾

当時の服装改良意見を総括する意味で、長野高等女学校校長の渡辺敏の意見を見ることとする。彼は医者でも裁縫家でもないが、教育者として女子の体育と服装の改良に前向きな意見を持っていた。明治三十二年七月と九月に地元の有力量紙である『長野新聞』に「女子の体育と服装」を発表した。渡辺は、女子に体育を実施する上で着袴の必要性を説く一方で、広帯を締める着物は体を歪曲化させると指摘する。そして世の男性は「身体の繊弱なる婦人を優美」「軀幹の彎曲せる女子を可憐」と見なすため、女性の広帯姿をなくすことができないのが問題だといふ。⁴⁰⁾ 同年八月には右の問題点を同紙上に「女生服装問答」として十四回にわたり寄稿し、女子生徒の着袴の必要性を主張している。

渡辺は高等小学一年、二年生に比べて、三年、四年生が運動面において疲れやすい事例を挙げ、後者が帯あげによる「体軀の彎曲」が原因だと指摘する。そこで帯あげをするようになる年齢の女子生徒に対して着袴が必要だというのが、袴を胸高に締めることは広帯の欠点と重なるため避けるよう注意を促す。その一方で洋服のコレセットは帯あげよりも衛生面に害があることを説き、フランスでは女子生徒にコレセットを禁止していることを伝えた。体を締めつける広帯やコレセットが血流の循環や呼吸を悪くするという点は、当時の他者の批判と変わりがない。

そして注目すべきは、「衣と裳と相具りて始めて完全なる服装といふべく遠くは英仏諸国より近くは支那朝鮮に至るまで差や文化の開けたる国人にして衣と裳との具備せざる服装あるを見ず」、「今の服装は徳川季世の陋風にして我国古来の服装にあらず、我国古来の服装は上皇后宮より下彩女(マヤ)に至るまで悉く衣と裳との備具せる服装にてありき、是を体育の必用上より見之を衣服の性質に考へ之を各国の例に照らし之を我国古来の服装に質し之を現今の国情に察するに一として我説を確め我実行を促すにあらざるものなし」と述べていることである。⁴¹

右の論理は「婦女服制のことに付て皇后陛下思食書」の文言と一致している。このことは渡辺の持論の正当性を示すだけではなく、当時の衣服改良で衣と裳の構造を求めるものが多かった根拠ともなっていたと考えられる。渡辺のいうとおり女性洋服の模範となる「英仏諸国」とは別に、「支那朝鮮」の民俗衣装も衣と裳によって構成されていた。ここで両国が参考にされたのは、衛生面、経済面、運動面に加え、衣と裳という構成要素によるものと考えられる。同じ要素を持ちながら、「英仏諸国」の服は国家の公式儀礼の場でも取り入れるのが困難なため、一般女性を対象とする衣服改良案では「支那朝鮮」の服も参考にしたのである。そうして仕上がった着物と袴は、参内や公式儀礼の場で着用できるものではなかったが、理論上では「婦女服制のことに付て皇后陛下思食書」の意に適っていた。

三 女学校の改良服実施と論議

医学者や教育者などの有識者が改良服をめぐって議論を交わすなか、教育現場でも通学服になにを用いるかが課題となった。折しも明治三十二年二月八日公布の高等女学校令により、各県下に高等女学校を新設することが求められた時期と重なっていた。また後述する高等小学校の女子生徒たちも高等女学校の生徒と同じように袴を穿いていた事実からは、女性への着袴が中等教育だけではなく初頭教育でも改良服の対象となっていたことがわかる。

しかし、袴は男性の服と思われていたため、それを高等女学校の生徒や高等小学生に穿かせるには周囲からの抵抗も少なくなかった。明治三十三年九月、高知県師範学校附属小学校では高等科の女子生徒に袴を着用させたところ、苦情を訴える者が出たため、同校の片山主事は父兄を集めて袴着用 of 趣旨説明をおこなっている。体格不良な小学生が多いのは姿勢の悪さが影響しており、着袴は授業中の椅子に座る際の姿勢を矯正する意味がある。綿の海老茶袴は経済的にも便利で奢侈を禁じることができるといえる。苦情を訴える者の意見は、女性で袴を穿く者が少なかったため、外出中に周囲から奇異な目で見られるというものである。これに対して片山は、袴の着用を校内に限定すれば問題ないとし、すでに長岡高等小学校では実践しており、県内に広めていきたいと話す¹⁵。

まずは各高等小学校の校内で実践し、それが県内全域に広まれば、登下校の際に着用しても奇異な目で見られる者はないかという見込みである。高等女学校ではなく高等小学生から女性の着袴を広めようとしていた点は見逃せない。いづれにしても、女子生徒に袴を穿かせるには学校側の判断だけではなく、父兄から理解を得る必要があったことがわかる。

ちなみに、高等小学校の年齢は、明治三十三年十月六日の小学校令では十一歳から十四歳までの二年から四年、同四十年（一九〇七）三月二十日の小学校令一部改正では十三歳から十四歳までの二年である。明治三十二年二月七日の高等女学校令では、修業年限を四年、土地の状況により三年とし、入学資格は十二歳以上の高等女学校第二学年修了者と定めていた。同四十一年（一九〇八）七月十七日の改正では入学資格を尋常小学校修了の十二歳以上とし、修業年限を四年か五年とあらためた。⁴⁶

明治三十四年五月五日に開校した神奈川県立高等女学校では、女子生徒の服装に「筒袖」を採用した。開校式には神奈川県知事の周布公平、同県視学官の桑原八司をはじめ、文部大臣代理文部書記官の寺田勇吉、文部省衛生主事の三島通良が出席し、三島は女子体育の必要性を説いた。⁴⁷ 同校校長の新原俊秀は、右に挙げた文部省関係者が求める改良服に賛成であったが、父兄からは賛同が得られないと予想していた。

神奈川高女で採用した「和漢洋折衷の改良服」の「筒袖」は、東京裁縫女学校の渡辺辰五郎に依頼したものであった。これを着て通学した女子生徒によれば、「当時筒袖は男の人が着るもので誠に恥ずかしく「この次は男みたいに坊主になるのかね。」と、よくからかわれたものです」という。この言説からもわかるように、新原の予想どおり父兄や生徒から筒袖の改良服は不評であった。⁴⁸ ところが、同校で長袖の登校を禁止したところ、県内の小学校で「筒袖」を着る生徒が増加した。⁴⁹ 高等女学校の生徒には筒袖と袴という改良服の着用をめぐって賛否が分かれるものの、小学児童にはあまり抵抗なく取り入れられていることがわかる。

兵庫県高等女学校では、「筒袖」の袖口にヒダをつけ、運動の弊害にならないようゴムでとめられるよう工夫した。肩は西洋婦人服のように高くヒダをつけるが、地質や縞柄などには規制を設けなかった。校長の永江正直が改良服を奨励したため、明治三十四年七月の「筒袖」着用率が六割であったのが、十月には全生徒が着用するようになってい

る。これは制服という義務化ではなく、生徒から好評を得た結果であり、同校の影響を受けて「筒袖」は県内の小学校にも広がった⁽⁵⁰⁾。

香川県では、県庁と小学校との間で筒袖に対する方針が分かれた。明治三十四年八月に香川県師範学校附属小学校では「筒袖」と「結び下げ」髪の断行を決定し、父兄宛に服装改良の理由書を配布している。理由書には山根正次の改良服図が添付された⁽⁵¹⁾。その直後に香川県知事の末弘直方が、この措置の取消を求めた。学校側は苦慮したものの取り消さなかった⁽⁵²⁾。また同県三豊郡観音寺高等小学校では、天長節に際して九十人中三人以外は「筒袖」に変わったという⁽⁵³⁾。地域によっては、県庁と学校とで筒袖や着袴の対応に違いが生まれたことがうかがえる。

これは県の通達によって、学校の服装を統一しなかったことによる。瀬戸内海を挟んで香川県に面した岡山県でも、学校によって着袴の賛否は分かれた。岡山県高等女学校長の富津亀三郎は、「本校へも改良服に就て申込んだものもあるが、今日では是が最も軽便で永遠に持続するとは認めない、故に生徒には用ひさせぬが、便宜にして廉なるものは研究して居る」と語っている⁽⁵⁴⁾。だが、岡山県高等小学校および岡山県師範学校附属小学校では「筒袖」と着袴を採用し、他の小学校にも着袴を普及させる方針でいた⁽⁵⁵⁾。

岡山市教育会では、「小学校女生徒の服装は、教授上及衛生上の必要により左の如く改むるを可とすること」とし、「一、広帯を廃すること、二、筒袖を着用すること、三、袴様のものを着用すること」を決議した。また「改良服と唱えるもの（山根案、鈴木案、委員案、其他之に類するもの）」も推していた⁽⁵⁶⁾。明治三十四年十一月に山口県の岩国高等小学校女子部では、山根正次の説明を受けて尋常科の生徒にも改良服を採用しようとしたが、岡山でも山根案は改良服の筆頭候補となっていたことが確認できる。

そして岡山市教育会の決議で注目すべきは、「先づ高等小学校より始め、夫れより尋常小学校に及ぼし、進んでは

師範学校附属小学、同県高等女学校及び山陽女学校等に交渉の上、市内の女生徒の服装を同一になさんとの計画なり」と述べていることである。⁽⁵⁸⁾つまり、筒袖着袴という改良服は、本章の冒頭で述べた高知県と同じように、小学校から着手し、高等女学校は後回しにしている。ここからは活動的に動き回る低年齢者を優先していることが見て取れる。それゆえに岡山高女では「小学校生徒の如きは筒袖にて差支なかるべきも、中等教育を受ける妙齡の女子が筒袖を着るは体育上良好なりとは云へ、其品位より一考を要す」と判断した。⁽⁵⁹⁾女子生徒たちが好んだ長袖を学校側が支持している点には留意を要する。

同じようなことは熊本県でも起きている。明治三十四年三月から熊本県師範学校附属小学校で女子生徒に着袴を命じたところ、それに倣って県下各郡の小学校でも同様に着袴が目立つようになった。玉名郡では郡長が訓令を發して着袴を禁止したのに対し、玉名高等小学校長は命令を拒絶した。⁽⁶⁰⁾これは文部省から各県、県から各郡を介して各学校へと上意下達式で着袴の指示のなかったことを裏づけている。

このように文部省によって学校側に着袴を強要しなかったことから、岡山県では市教育会と高等女学校とで方針が割れ、香川県や熊本県では県庁および郡役所と学校とで方針に違いが生じた。一方の長野県では学校間で連絡を取って方針を決めていたことがうかがえる。明治三十五年七月に長野市の各学校の校長が協議し、市内では筒袖袴に加えて夏季に麦藁帽子を被らせることを決定した。そして帽子のリボンを長野小学校は海老茶、附属小学校は黒、高等女学校は白と分けた。⁽⁶¹⁾高等女学校校長協議会のように意見を出して情報交換をする場はあっても、具体的な方針を県内の学校会議で決めるのは少なかったと思われる。多かったとすれば、右に述べてきたような方針の違いは生まれなかっただろう。

全国的に賛否が分かれている状況では、着袴は一時的な流行現象で再び無袴に戻るのではないかと見ている学校も

あった。京都高等女学校は明治三十四年六月に着袴を禁じたが、十月には「大勢の動かすべからざるを見て」袴の着用を認めている⁽⁶²⁾。同月には京都市の有隣尋常小学校が紺緋の筒袖に海老茶袴を制定した⁽⁶³⁾。

京都高女の校長河原一郎は、同校の着袴が明治三十五年四月からと、他校よりも遅れた理由を「善たる事を十分確めるまでは移らない」という主義であったからだという。河原は、袴の長所を見出したため着袴を実施させたが、「東京の女学生の風を見ましても、どうも袴が長すぎる」と、袴を胸高に穿くことを短所だと見ている。そして生徒一人ずつくるぶしまでの丈を計り、それより一寸一分でも長くすることを禁止した。また袴は各自が縫製したが、その技術力のない一年生には上級生が手助けするようにしている⁽⁶⁴⁾。

京都高女は着袴が流行ではないかというだけではなく、その長所と短所を見極めるのに時間を要したのであった。同校が指摘する東京の女子生徒たちが胸高に袴を穿くのが健康を害するという点は、それ以前から話題になっていた。鳥取市の女学校では咽喉カタルに罹る生徒が増加し、その原因を調べたところ帯上げが高いため椅子に座っているとくに背部を強く押し、呼吸器に障害を与えていることが判明した⁽⁶⁵⁾。明治三十四年七月、愛媛県西宇和郡教育会が「女子体育振作方法」を調査したところ、「被服は努めて袖を短くし足にさはらぬものを用ひること」、「帯は結び方は胴の下方に於てし且つ緊縛せざること」、「腰帯及び帶上を廃すること」という結果が出た⁽⁶⁶⁾。

だが、女子生徒たちは医学者などの有識者による健康面の指摘よりも、胸高に穿く美的面を重視していたのである。東京の女学校のなかでも、女子教育の総本山ともいべき女子高等師範学校附属高等女学校主事の篠田利英によれば、同校でも当初は着袴に反対であったという。宮中の女官が穿く袴を華族女学校が取り入れたため、「貴族的」であるからと敬遠した。

篠田は「教師の身体はすでに発育を終つて居るし、且体操などは生徒のように必修科として課せられるのではな

い」と、袴は発育途中の女子生徒に限られるとの見方をしている。女子高等師範学校附属高等女学校は、女子生徒の着袴を成人女性の改良服への第一歩とは考えていなかったが、明治三十一年に袴を採用した。同校でも袴を長く穿く弊害は見られたが、袴によって女子生徒から徒競走を望む声が出たり、テニスが盛んになるなど、体育向上の面では成果があらわれていた。

篠田の意見で重要なのは、どのような改良服を考案しても、それを多くの人が着用しなければ意味がなく、また現状では完璧な改良服を作製することは難しいと指摘し、それに代わる女子生徒の袴を単なる流行ではないと考えていたことである。そして活動的な袴を穿いた者は、再び広帯で窮屈な和服を着たいと思わないだろうから、その点でも鹿鳴館時代に着心地が悪いために普及しなかった洋服と異なっているとの指摘も傾聴に値する⁽⁶⁸⁾。

高等女学校令の公布から三年の間に着袴は徐々に広がっていった。その普及過程では、衣服改良運動を推進した医学者などの有識者の活躍、それに理解を示す学校側、父兄および生徒側の要望が見られた。場所によってはそれらの意見が重なったり、分かれたりした。着袴の普及に時間を要したのは、文部省から府県、府県から各学校へと着袴を強制する指示がなかったことによる。実際、文部省は筒袖と袴着用の実施に積極的ではなかった。明治三十五年三月に『女子の友』の紙上では、筒袖と着袴を全国的に実施させるには文部大臣から訓令を発するのが良策だと論じている⁽⁶⁹⁾。

そのような動きのなかで、県の指導方針によって着袴を禁止しようとした事例があった。宮城県では明治三十四年に陸軍大演習がおこなわれた。宮城県内務部は、大演習には天皇が行幸するため、天皇を奉迎する各小学校に対して女子生徒の着袴を禁止する訓令を出した。一般女性の礼装として着袴は認可されていなかったからであるが、その背景には宮城県視学官山田邦彦の個人的な見解が含まれていた。この山田と、彼の着袴禁止の姿勢を批判した『婦女新

聞』との間で起きた着袴論争については、近江恵美子氏が地元の有力紙である『河北新報』を使いながら述べている⁷⁰。しかし、それは着袴論争の紹介にとどまり、本論で述べる全国的な服装論議のなかでの検討には至っていない。そこであらためて、山田の主張と『婦女新聞』側の批判点を取り上げながら、事件の要点を確認する。

着袴を制止させた山田は、袴の経済的問題に加え、衛生上の利益という点にも疑問があり、鹿鳴館時代の洋服のよくな一時的な現象でおわるのではないかとの思いが強かった。効果が証明され、全体的に普及してきた段階ならともかく、それが証明できるか否かを小学校の服装で試験するようなことは避けなければならないと断言する⁷¹。その具体的な着袴の反対理由は、①流行もしていない袴を強制的に着せるのはおかしい。②袴が女性の服装として適しているかを確かめる実験材料として女子生徒の通学服にすべきではない。③袴一着一円五十銭を貧しい家庭に強いると、それが用意できないため不登校者を増やすことになる。④衛生的に帯で締めるのは問題だが、袴は前掛けに比べても便利とは思えない。という四点に分けられる⁷²。

この山田の意見に対して『婦女新聞』側は、①袴を通学服にする学校は神奈川県や兵庫県など少数だが、着用を任意とする学校でも多くの女子生徒が実践している。②発育途上にある女子生徒の衛生面や体育面から袴を穿かせるのであり、それを社会全般に普及するための実験ではない。③袴は完全なる女子改良服ではないが、完全なる改良服が登場するまで現状維持しなければならないのか。④袴が運動上において便利であることは有識者たちが説いているところである。という反論を呈している⁷³。『婦女新聞』は、衛生面や体育面から袴の有効性を評価し、全国的に女子生徒の着袴が普及することを期待した。

山田の影響により宮城県下で着袴の是非が問われるなか、明治三十四年九月十七日の『河北新報』には、女性が袴を着用した経緯を説明する文書が掲載されている。そこでは華族女学校の女性教員と生徒が着袴したことに触れた後

で「男子の指貫袴の製作を折衷して先づ紐は二筋とし、之を前後に分かちつけ、まちを除きてひだを多くし、往古の裳の製を参酌して今の如き一種の袴となりしものなり」と述べる。⁷⁴ 女性が袴を穿くこととなった原点は、下田歌子が考案した華族女学校であることを伝えている。そして注目すべきは、女性の袴が男性の指貫袴から派生していることよりも、「往古の裳」を参酌していることである。

その意味でいうと女子生徒の袴は「婦女服制のことに付て皇后陛下思食書」の文言と重なり、彼女たちがそれを穿くことの正当性は得ていたことになる。十余年前に出された「婦女服制のことに付て皇后陛下思食書」の文言を山田は想起しなかった。それよりも彼の脳裡には、着袴は一時的な流行物であり、貧しい生徒に無用な出費を強いることとなり、それが用意できないために不登校が生まれるという図式しか浮かばなかつたのである。その後の歴史の流れからは、山田の見立ては的外れであつたわけだが、前章の衣服改良をめぐる有識者たちの議論と比較しても支持されるものではなかつたといえる。

宮内庁書陵部宮内公文書館には天皇の行幸、皇后や皇太子の行啓、皇族のお成りなどに際して提出させたと思われる史料が膨大に残されている。そのなかには着袴姿の女子生徒や高等女学校の校舎などの写真も見られるため、多くの高等女学校で着袴が奉迎に相応しい服装だと考えていたと思われる。少なくとも着袴で天皇や皇族に接した事実が知られれば、着流しよりも着袴のほうがよいと受けとめられてもおかしくない。明治三十二年二月に仙台市立高等女学校が小松宮妃頼子を奉迎するために袴を採用し、同三十五年に天皇の熊本行幸に際して福岡の尚綱高等女学校でも女子生徒に袴の着用を義務づけている。⁷⁵ その後に山田のような論調は見えず、むしろ全国的に着袴を推奨していく動きに鑑みると、女子生徒の着袴は礼節という点でも支持されたといえる。

四 女学校の服装規定と徽章の制定

高等女学校、実科高等女学校、高等女学校に類する各種学校の数と生徒数の推移について、明治三十四年、同四十四年、同四十五年（一九一三）を取り上げて見ると、表1のようになる。明治四十年から四十五年にかけて高等女学校に類する各種学校の数と生徒数が減少したのは、明治四十三年（一九一〇）十月二十五日の高等女学校令の改正によって実科高等女学校に昇格したからである。この推移から高等女学校が年々増加していったことがわかる。

このように高等女学校の数が増加していくのと比例して、着袴姿の女子生徒も増えていった。それによって学校でも段階的に服装に関する基準が設けられた。明治三十三年二月十一日の紀元節に栃木県高等女学校の生徒三人が、学校側の許可を得ずに海老茶袴を穿いて式典に出席したため物議を醸した。それはまだ女学校で着袴が一般化する前であったことによる。だが、同校は着袴に否定的ではなく、同年三月から袴の着用を認めている。そして同校は、明治三十四年五月に栃木県立宇都宮高等女学校と改称し、同三十六年（一九〇三）九月に綿または毛織物の海老茶袴を標準服として定めた。⁷⁶⁾

千葉県立高等女学校では、明治三十三年五月の開校とともに「生徒心得」で服装について順守すべきことが決められた。その内容は、「一、衣服の地質は平素は勿論大祭祝日と雖、木綿に限るべし、二、帯の地質は唐縮緬、又は綿縹子の類とす、三、半襟、草履、下駄、蝙蝠傘の類は成るべく人目をひかざるものたるべし、四、かんざし又は指環は之を禁ず、五、吾妻コート、肩掛及頭巾は之を禁ず、但木綿地の合羽は此限にあらざ、六、袴は入学以後一ヶ月以内に調製して之を着用すべし、袴地は唐縮緬とし色合は蝦色とす、但持合あるものは之を用いるも妨なし」である。

高等女学校	官公立		私立		合計	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校総数	生徒総数
明治34年	62	15300	8	2240	70	17540
明治40年	108	33776	25	6497	133	40273
明治45年	156	50857	53	14014	209	64871
実科高等女学校	官公立		私立		合計	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校総数	生徒総数
明治34年	0	0	0	0	0	0
明治40年	0	0	0	0	0	0
明治45年	78	8404	12	1853	90	10257
高女に類する各種学校	官公立		私立		合計	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校総数	生徒総数
明治34年	0	0	54	5629	54	5629
明治40年	8	802	93	12183	101	12985
明治45年	8	669	64	7630	72	8299

表1 高等女学校・実科高等女学校・高等女学校に類する各種学校の推移

高等女学校研究会編『高等女学校の研究—制度的沿革と設立過程—』（大空社、1994年）から作成。

これに翌年には「鉛粉は之を塗ることを得ず」が加わった。

ここからは学校側が、着物は木綿、帯や袴は唐縮緬とし、指輪や白粉など成人女性に装うために用いる品々を好ましく思っていないことがわかる。また袴を開校から一月以内に用意させていたのも目を引く。このように高等女学校令の公布にもとづき、最初に県立高女として設置された学校で着袴を推奨したことは、その下に位置する郡立や町村立の技芸学校に至る女学校に与えた影響は少なくなかったと思われる。

だが、千葉高女の「生徒心得」が女子生徒の服装に対して強制力を持っていたと考えるのは早計である。第四回生は、「一、二年生の時は、服装は自由で、長い袖に袴をはき、生地はメリンスカカシミヤで、海老茶に限られておりました。三年の時に、

袴の裾に白線を二本入れ、袖も元禄ということになり、髪もお下げが多く、桃われに結っていた人もありました」。「戦勝記念まげといつて二〇三高地という束髪が流行しました。まげも前髪も高く結つて、二〇三高地を形どつたものでしょう」と回顧する。⁽⁷⁸⁾つまり、明治三十六年と三十七年（一九〇四）時までには長袖を用いており、三十八年（一九〇五）に「生徒心得」にある元禄袖が義務づけられたのである。

全国的に流行した二百三高地という庇髪を高くした髪型をしたというのも時代をあらわしている。元禄袖と同時に袴の裾上に白線二本を入れた理由は、県下で海老茶袴を穿く女子生徒が増加し、千葉高女と他校との区別がつきづらくなつたからだろう。また後述する電話局の交換手など女子生徒ではなくても袴を穿く女性が出てきたため、それらと区別する意味もあつたと考えられる。明治四十年五月に開校した安房郡立女子技芸学校では袴の裾上に白線一本の入つたのを穿かせている。⁽⁷⁹⁾千葉と安房では女子生徒がすれ違ふこともなかつただろうが、県下で着袴が広がつてきたことに変わりはない。

そのことは他県に視野を広げると一層理解がしやすくなる。群馬県下初の高女である群馬県高等女学校（明治三十三年に群馬県立高等女学校と改称）も明治三十二年五月の開校時には海老茶袴の裾上に模様はなかつた。だが、同三十七年四月には他校では見られない三蓋松を縫いつけるようになる。複雑な形をしているため、女子生徒たちは縫うのに苦労したという。⁽⁸⁰⁾袴の裾上で変わっている線では、同じ群馬県の上毛共愛女学校が明治四十二年（一九〇九）九月に定めた海老茶袴に鼠色の「とも桜くずし」線が挙げられる。写真からは、円を描く波線であることがわかる。⁽⁸¹⁾

青森県立高等女学校は、明治三十五年の開校当初は「生徒心得」で「服装頭髮等は、極めて質素にして衛生に適ふを本意とし」、「近頃美麗にして然かも高価なる袴又ハ紋付等を強て新調する者之れあるや二相聞へ候ニ付、右等の心得違なき様」と、華美になることを注意していた。⁽⁸²⁾同校では海老茶袴を穿く生徒が多かつたが、次第に華美な姿が見

られるようになった。そこで明治四十年三月には「生徒服装規程」が作られ、着物や羽織を筒袖とし、地質は木綿に限定し、縞柄は自由とした。袴は木綿・セル・カシミアに限り、色を紫紺とし、袴裾上五寸のところ幅三分の黒線一本をつけさせた。頭巾は木綿かメリアスで、色は自由であった。肩掛は綿毛か毛糸とし、履物は下駄か靴とした。傘の絹張りや白粉・紅・花簪などは禁止された⁸³。このような「生徒服装規程」を設けたのには、同校に限らず全国的に華美な姿が散見されたからだろう。どの学校でも「生徒心得」のような寛容な基準しかなければ、経済的に余裕のある生徒の服装が贅沢になるのを防ぐことはできない。

また着袴が広がっていくと、それまで袴の着用を禁止していた学校でも生徒への着袴を許可してはという動きが出てくる。岐阜県の大垣高等女学校では、明治三十三年の開校当初に袴で通学すると「とがめられた」が、翌年には袴の着用を認めるようになる⁸⁴。滋賀県立彦根高等女学校（明治四十一年に滋賀県立彦根高等女学校と改称）の学校長山下新力は、明治三十七年に「保證人宛」に着袴に関するアンケートを送付した。ここでは「本校従来地方の状況に鑑み、好奇の風潮を避け生徒に対し袴の着用を禁じ居候処、間々父兄間に於ては右袴着用せしめ度き御希望も有之故に相聞え、且体操遊戯等生徒日常の運動にも都合よろしく加ふるに簡易なる帯にて用を充たし、経済上に於ても敢て不利ならざるべしと考へられ候へば、今回広く父兄各位の御意見を承り何分の決定致度」と意見を求めた⁸⁵。

学校では「好奇の風潮」と見なして着袴を禁止してきたが、父兄からは許可してほしいとの要望もあり、着袴は体育授業や日常の運動にも適しており、経済上でも都合がよいため、着袴を許可するのに賛成か反対か意見を出してほしいという。その結果、明治三十七年三月には来年度より着用したい者は「質素で華美でないもの」を「随意着袴登校するを許可」した。翌三十八年十二月には古代紫を袴の標準色とし、同四十一年四月から「紫紺の袴着用」を制服として定めた⁸⁶。

着袴の普及には、有識者の運動と学校側の判断だけでなく、穿く側である女子生徒が袴を好んだことも大きかった。大正四年（一九一五）に山口県玖珂郡立岩国高等学校を卒業した武居マサは、「女学校を卒業する時、袴が脱ぎたくなくて何とかはくようなことをしたいと思ひましてね。随分と考えたんですよ。ところがもう早速お嫁に行かされてしまつてねえ。（笑）何にもならなかつた」と振り返る。⁸⁷ここからは袴を気に入っていたことと、結婚して家庭の人となると袴を穿けなかつたことがわかる。卒業後は電話局や専売局などにとめない限り袴を脱がなければならなかつた。その意味でいうと袴は女子生徒の表象であり、在学中にしか穿くことのできない特別なものであつたといえる。

山口県下でも最初のうちは女子生徒たちが袴を穿く姿は奇異に見られた。明治二十九年（一八九六）三月に山口高等女学校を卒業した中原フクによれば、最初は袴を穿いていたが、「女子教育に対する非難から、女学生然とした恰好ではいけない」ため、帯を締め袴なしの下駄履きで通学したという。⁸⁸やはり周囲からの批判を気にしたのである。それが明治三十四年に学校側が海老茶か焦げ茶の袴を穿かせることを決め、その旨を父兄に連絡している。⁸⁹これは同年に小松宮彰仁親王が県下を訪れたのと関連していると思われる。

それは下関市の梅光女学院の生徒によると、小松宮が来たときに県下の女子生徒が全員袴を穿くようになったという回想からはつきりする。⁹⁰それより前までは「東京の女学生間に袴が流行りだしたと云ふのを聞いて、友達四人で、お揃ひのエビ茶の袴を、メリンスで作りましたが、当時袴をはいているのは、チンドン屋丈でした（一同大笑）それぞれ恥ずかしいので、学校の往復丈は、風呂敷に包んでみました」と回想する。⁹¹

彼女たちは東京で袴が流行しているとの噂を耳にして、四人でメリアス地の海老茶袴を仕立てたが、下関市内で袴を穿くのはチンドン屋くらいしかいなかったため、通学路の往復では風呂敷にしまつて持ち歩いたという。これが作

り話でなかったのは、下関高等女学校の記念誌に「商都下関では女の子がはかまを穿くことはわりに普及せず小学生もほとんど着ながしであった」と書かれていることから裏づけられる。⁽⁹²⁾

下関高女では明治三十八年に紫色の袴を採用するが、それは電話局の交換手の海老茶袴と区別するためであった。⁽⁹³⁾ 数年間で山口県下の女子生徒に着袴が普及し、下関市内でもチンドン屋以外に電話局の交換手などが海老茶袴を穿くようになったことがわかる。これは福岡県の久留米市立高等女学校でも同じであり、袴の裾上に黒線を入れて電話交換手との違いをはっきりさせた。⁽⁹⁴⁾ 明治四十四年（一九一）四月に熊本市立実科高等女学校が開校した頃には、熊本市内でも専売局の女工や電話局の交換手なども袴を穿いていたという。⁽⁹⁵⁾

このように女子生徒以外の女性で袴を穿く者が増え、そこに第五章で後述する日露戦争後の中学生や女子生徒の風紀の乱れが問題視されると、文部省も見過ごすわけにはいかなくなる。文部省は、明治三十九年（一九〇六）六月九日と同四十一年九月二十九日に「学生思想風紀肅正について」、「学生生徒の風紀取締強化について」の訓令と通牒を発している。そして同四十一年十月十三日に「戊申詔書」を公布し、国民の思想善導を図ることとなる。また同年四月には小学校の義務教育六年制の実施にともなって高等女学校令が改正され、全国的に高等女学校の数が増え、女子生徒の数が四万人を越えた。各学校で「生徒心得」だけでなく「生徒服装規程」を設けることになった理由は、そのような状況変化によるものと考えられる。

実際、明治四十年代には多くの学校で服装に関する規定が設けられている。従来紹介されていない宮内庁書陵部宮内公文書館で所蔵する高等女学校の「学校要覧」から、服装規定の内容を検討する。明治四十年四月に開校した北海道庁立上川高等女学校では、「質素ノ習慣ヲ作ルタメニハ綿服筒袖風ヲ奨励シ、袴ハ黒色ヲ用キシメ、リボンノ如キモノガ使用ヲ避ケシメツアリ」という。⁽⁹⁶⁾ 同庁立函館高等女学校でも「服装髪飾等ハ総テ質素ヲ旨」とした。⁽⁹⁷⁾ 同庁立

札幌高等女学校では「服装ハ綿服筒袖トシ袴ニハ本校規定ノ白線山形ノ袴章ヲ附セシメ又髪飾ハ「リボン」並ニ華美ナル櫛類ヲ用キサラシメ、履物、傘其ノ他必要ナル携帶品ハ総ヘテ實用ノ程度ヲ超ユルコトナカラシム」という方針をとっている。⁽⁹⁸⁾「質素ト輕便ト清潔トヲ旨」とする同庁立小樽高等女学校では「筒袖ノ綿服ニ袴ヲ着ケ成ルヘク短靴ヲ穿タシム、袴ハ海老茶色トシ袴章トシテ裾ノ周圍ニ平行黒線二条ヲ施スヲ制式」とした。⁽⁹⁹⁾

着物の生地を木綿、長い袖丈を切つて筒袖とするのが質素の証であり、華美なりボンや簪などの装飾品は敵視された。また履物や傘は、後述規定にもあるとおり華美にならないよう、贅沢な畳張りの下駄や絹製の傘などの使用を禁止した。ただし、そうした規定のなかにも多少の違いがあることが、次の二校の規定からわかる。まず明治四十二年九月の富山県立高岡高等女学校では次のように規定する。

服装

衣服、地質ハ木綿類ヲ常トシ、縞柄、色合等ハ穩雅ナルモノ、而シテナルベク筒袖トス。式衣、黒木綿紋付。

袴、深海老茶又ハ紫紺色ニシテ、カシミヤ以上ノ地質ヲ用フベカラズ。又裾ヨリ三寸上リ、黒毛縁二線アルモノ。

履物、質素ナルモノヲ用フベシ。但履ヲ用フルモヨシ。

結髪、束髪ヲ常トス。但桃割、銀杏返、垂髪ナルモヨシ。

髪飾、リボン並ニ華奢ナル櫛ナドヲ用フルヲ許サズ。

其他、傘、雨具類ノ携帶品ハ、女生徒ニ相応シ質素輕便ナルモノ。⁽¹⁰⁰⁾

同年同月の「岐阜県立岐阜高等女学校規則及諸調査」では次のように服装規則を掲げている。

一、衣服、帯、蝙蝠傘等ハ絹類ヲ禁ス、

二、袴ハ海老茶色木綿織類若クハ之二準スルモノトス、

- 三、髪飾ハ総テ珍奇華美又ハ虚飾ニ渉ルモノヲ禁ス、
- 四、結髪ハ蝶々鬢若クハ束髪ノ類タルヘシ、
- 五、履物ハ畳無ノ下駄、麻裏草履、雪駄「室内ノ雪駄ハ裏金ナキモノ」靴等ノ類タルヘシ、
- 六、襟、羽織紐、手袋、手巾等ハ務メテ質素ノモノヲ用フヘシ、
- 七、頸巻ハ病氣其他特別ノ事情アルモノ、外之ヲ用フヘカラス、
- 八、櫛、指環、肩掛其他無益ノ裝飾ハ之ヲ禁ス。

高岡高女は筒袖に木綿を義務づけ、袴もカシミア以上の地質を用いることはできず、簪はもとよりリボンを頭に結ぶことも禁止した。それに対して岐阜高女では絹を禁止したが、カシミアを着ることやリボンを結ぶことは認めていた。また櫛や指輪などの装飾品は禁止事項であったが、筒袖ではなく長袖を許容しているところに両校の差があらわれている。

明治四十三年九月に栃木県下都賀郡立栃木高等女学校が宮内省に提出した「学校要覧」には、服制という項目に「頭髮着衣ハ容儀ニ密接ナル関係ヲ有スルノミナラズ、内心ニモ亦重大ノ影響ヲ及ボスモノナルヲ以テ本校ハ之ニ関スル規定ヲ制定シ、頭髮ハ束髮桃破下髪ノ中トシ、衣服及附属品ニハ地質其他ノ制限ヲ定メ袴ハ色合ト徽章トヲ一定シ、総テ質素ナル中ニ自女学生タル品格ヲ保タシメンコトヲ期セリ」と記されている。同じく同県安蘇郡立佐野高等女学校の「学校要覧」では、「生徒服装」として次のように書いてある。

- 一、衣服地質ハ綿糸類ニ限り縞柄色合等ハ樸素ナルモノトス、
- 二、式衣ハ黒木綿紋付ヲ用キシメントス、
- 三、袴ハ地質ヲ毛織子、カシミヤトシ色ハ深海老茶又ハ紫紺色トス、

四、履物ハ質素ナルモノヲ用ヰシム、表付ハ之ヲ禁ス、

五、結髪ハ束髪垂髪結髪何レニテモ可ナルモ目立タサルヲ主トス、

六、髪飾ハリボン並ニ華美ナル櫛類ヲ用キルヲ許サス、

七、其他ノ用具携帯品モ凡テ質素輕便ナルヲ主トシ苟モ奢侈ニ類スルモノヲ用キルヘカラス。¹⁰⁵

佐野高女も前に挙げた規定と大差はないが、着物の縮柄が華美にならないよう注意していると特色がある。袴は木綿ではなく毛織子かカシミアとし、色は海老茶か紫紺としている。また式服は木綿の黒紋付と決め、華美な紋様のある赤や青などの晴れ着を否定している点は看過できない。

こうした服装規定で目につくのが、小樽高女・高岡高女・岐阜高女で靴の使用を認めていることである。愛知県の豊橋町立高等女学校（明治四十年に豊橋市立高等女学校と改称）と、静岡県の浜松実科高等女学校とは、この下駄や草履から靴への過渡的状況をよくあらわしている。豊橋高女は、明治三十五年の開校当初から木綿筒袖に海老茶袴を採用し、髪飾りは質素な櫛に限り、下駄は畳のないもの、洋傘は黒毛織子など質素に努めている。ただし、同校では靴を履くことは禁止せず、その際は黒革の短靴で黒靴下と指定した。¹⁰⁶

これに対して浜松実科高女の生徒によれば、「その頃（明治四十三年）、私たちの履物は下駄でした。もちろん服装は着物に袴です。しかし、市内の他の女学校の中には、靴をはいてもよい学校があったのです」という。¹⁰⁶ 静岡県浜松市内でも靴を使用する女子生徒が出てくるなか、浜松実科高女では認めなかった。そこで彼女たちが靴を履くことを求めると、校長は「一般の女性や家庭婦人を見てごらん。ふつうの婦人は靴など履いていません。あなた方も卒業すれば全部と言ってよいほど家庭に入り、ごくあたりまえの婦人になるのです。日本はまだ自分のあいだ、一般の婦人が靴を履くことはないでしょう。だから、あなた方も下駄でよろしい」と受け入れなかった。¹⁰⁶

実際、大正時代も後半になってから靴を採用する高等女学校も少なくない。しかし、東北の青森県立第三高等女学校（明治四十二年に青森県立青森高等女学校と改称）でも、明治四十三年から靴の使用を認めている点には留意を要する。¹⁰⁰ いずれにせよ、服装規定が多く作られる明治四十年代初頭には下駄や草履に代わって靴が使われはじめるようになったのである。

右に挙げたような服装規定を設けている学校はもとより、それが無い学校でも女子生徒の服装がほとんど同じであったことは、全国の高等女学校の服装状況を分析すると明らかになる。明治四十五年段階で高等女学校は官公立で一五六校、私立で五三校の合計二〇九校、実科高等女学校は官公立で七八校、私立で一二校の合計九〇校、高等女学校に類する各種学校は官公立で八校、私立で六二校の合計七〇校である。

総計で三七二校あったが、筆者が各学校の記念誌から統計を取ったところ、高等女学校は官公立が一一七校、私立が三三校の合計一四九校、実科高等女学校は官公立が三三校、私立が二校の合計三五校、高等学校に類する各種学校を含む実業学校・技芸学校・裁縫学校・商業学校などが官公立一四校、私立四二の合計五六校、総計二四〇校の服装状況を明らかできた（表2を参照）。実業学校以下の学校は厳密には高等女学校ではないが、その後に高等女学校に昇格していることから除外しなかった。

従来の女子生徒の服装を取り上げた研究を見ても、これほど全国的に統計を取ったものはない。この数量的考察からは、ほとんどの学校で海老茶袴か紫紺の袴を穿いていることがわかる。袖の長さは日本橋高等女学校の二尺未満が上限とし、佐賀高等女学校が一尺七寸、新宮高等女学校や姫路高等女学校が一尺五寸などと定めている。特に基準がはっきりしないところがほとんどだが、長袖の許容範囲は上記であったと見てよいだろう。明治四十年代には、さらに基準が厳しくなり、筒袖や元禄袖と呼ばれる短い袖丈の着物を通学服としていくところが多く見られる。履物は日

表2 高等女学校の通学服

学校名	開校年・昇格年・名称変更年	府県官公私別	制定年月 (状況年月)	通学服の状況および規定内容
札幌高女	明治35年	北海道（庁立）	明治40年	木綿の元禄袖、海老茶袴・山型白線
遺愛女学校	明治15年	北海道（私立）	明治30年代	着物、袴
函館大谷女学校	明治35年	北海道（私立）	明治35年	着物、袴
小樽高女	明治38年	北海道（庁立）	明治39年4月	筒袖・短靴
			明治39年5月	筒袖か元禄袖、海老茶袴 黒線2本
			明治41年4月	靴を励行
			明治45年1月	靴を用いる
函館高女	明治38年	北海道（庁立）	創立時	木綿の着物、海老茶袴、 黒靴、黒靴下
北海女学校→北海高女	明治39年→43年	北海道（私立）	明治39年	木綿の筒袖、綿の袴、袴に 徽章・白線1本、白足袋、 靴あり
上川高女	明治40年	北海道（庁立）	明治40年	木綿の筒袖、黒の袴
盛岡女学校→東北高女	明治25年→44年	青森（私立）	明治32年	カシミアの海老茶袴
			明治34年	木綿の袴、綾メリンス、 紫緞子
青森県第一高女→青森県立第一高女	明治34年	青森（県立）	明治34年	海老茶袴
			明治40年9月	木綿の筒袖・角袖、木綿・ セル・カシミアの紫紺袴・ 黒毛線1本
来徳女学校→弘前女学校→弘前遺愛女学校	明治19年→20年→22年	青森（私立）	明治33年1月	木綿の筒袖
青森第三高女→青森高女	明治40年→42年	青森（県立）	明治41年4月	木綿縮か緋の着物、筒袖、 海老茶か紺の袴（後ろの 紐に白の蛇腹線）
			明治43年	靴
秋田県高女→秋田県立高女	明治34年	秋田（県立）	明治34年	木綿縮の長袖、海老茶袴、 （式服）黒紋付、袴
			明治43年	筒袖、木綿袴（茶・紫・ 紺）

山形高女	明治31年→ 35年	山形(市立) →(県立)	明治34年	木綿の筒袖、海老茶袴
酒田高女	明治31年→ 35年	山形(町立) →(県立)	明治30年代末	木綿の元禄袖、海老茶袴
盛岡高女→岩手県 立高女→盛岡高女	明治30年→ 35年→44年	岩手(市立) →(県立)	明治33年頃	着物、袴
			明治36年5月	胸に徽章佩用
盛岡女学校→東北 女学校→東北高女	明治25年→ 44年	岩手(私立)	明治34年	筒袖、木綿・縞子・綾メ リンスの紫袴
西磐井女子職業学 校→西磐井実科高 女	明治40年→ 44年	岩手(郡立) →(郡立実科)	明治40年	長袖の縞か緋、袴は自由
			明治40~41年	筒袖、木綿の海老茶か紫 の袴、(式服)木綿の黒紋 付、紫袴
			明治44年	袴に黒線1本
胆沢実科高女	明治44年	岩手(郡立実 科)	明治44年4月	着物、海老茶袴に白波線1 本、白足袋、束髪、(式 服)黒木綿、五つ紋、海 老茶袴
仙台市高女→宮城 県高女	明治30年→ 33年	宮城(市立) →(県立)	明治32年12月	袴
			明治34年9月	海老茶袴
			明治39年	筒袖
尚綱女学校	明治32年	宮城(私立)	明治33年	小納戸色袴
			明治35年2月	紐製校章
			明治35年12月	古代紫袴、銀製校章
			明治37年	(式服)白襟・木綿黒紋付、 海老茶袴
			明治38年	オリーブ・グリーンの レース毛縁1筋
			明治45年	袴白線1本
東華高女	明治37年	宮城(私立)	明治38年7月	(生徒教員の服装制定)黒 木綿筒袖、海老茶袴白線2 本、胸に学年色別のリボ ン
仙台高女	明治40年	宮城(私立)	創設時	筒袖(元禄袖)、海老茶袴 に白線1本

相馬女学校→相馬女子技芸→相馬実科女学校	明治36年→38年→40年→44年	福島（私立）→（町立）→（郡立）→（郡立実科）	明治36年	着物に袴
				木綿の着物、木綿袴（絹布は禁止）、下駄、夏でも白足袋、束髪
				木綿の紋付（式服）
福島高女	明治30年→36年	福島（町立）→県立	明治36年4月	和装上衣随意（縞柄が多い）、海老茶袴、（式服）黒紋付、下駄
会津女学校→会津女子技芸学校→会津高女	明治26年→38年→42年	福島（私立）→（市立）→（県立）	明治42年5月	木綿の和服、木綿の袴
安積実科高女	明治44年	福島（郡立実科）	明治45年	木綿筒袖、海老茶か紫の袴に黒線2本
茨城高女→水戸高女	明治33年→36年	茨城（県立）	創設期	木綿の着物、海老茶袴（綿・モス）
下館裁縫女学校→下館女子技芸学校	明治33年→43年	茨城（町立）	明治40年代	着物、海老茶か紫紺の袴、下駄
潮来女子技芸学校	明治40年	茨城（町立）	明治40年	着物、羽織、袴に白線1本、白足袋、下駄
石岡実科高女	明治45年	茨城（町立実科）	明治45年	着物、海老茶袴、（式服）木綿黒紋付
栃木県高女→宇都宮高女	明治8年→34年	栃木（県立）	明治33年3月	袴着用許可
			明治36年9月	綿・フランネルの着物、綿・毛織物の海老茶袴、綿・唐縮緬・綿織子・縞柄の帯、徽章
			明治44年	校章バックルのバンド
栃木高女	明治34年	栃木（郡立）	明治34年	木綿の着物、袴白線（1分5厘）1本
佐野高女	明治40年	栃木（郡立）	明治40年5月	木綿の着物、海老茶か紫紺の袴、胸に生徒徽章、日和下駄、（式服）木綿の黒紋付
足利高女	明治42年	栃木（郡立）	明治42年	木綿の着物、海老茶袴、日和下駄、白足袋
真岡実科高女	明治44年	栃木（町立実科）	明治44年	元禄袖、海老茶袴、白足袋、下駄

前橋英和女学校→ 上毛共愛女学校	明治21年→ 22年	群馬（私立）	明治42年9月	海老茶袴、鼠色の「とも 桜くずし」線
群馬県高女→群馬 県立高女	明治32年→ 34年	群馬（県立）	明治37年4月	袴に三蓋松雲つなぎ
桐生高女	明治41年	群馬（郡立）	明治41年	木綿の筒袖、海老茶袴（徽 章付）
北甘楽郡女子実業 講習所→北甘郡立 実科高女	明治42年	群馬（郡立）	明治42年	木綿の着物、海老茶袴に 山形白線1本
前橋高女	明治43年	群馬（市立）	明治43年4月	木綿の着物、メリンスの 海老茶袴、日和下駄
埼玉高女	明治33年	埼玉（県立）	明治37年	長袖、海老茶か紺の袴、 下駄
			明治38年	靴
			明治39年	簪の徽章
			明治40年2月	筒袖、木綿の袴
大宮裁縫女学校	明治40年	埼玉（町立）	明治40年	着物、袴
熊谷高女	明治44年	埼玉（県立）	明治44年	木綿緋、メリンスの紫袴 にグレーの線、白足袋、 日和下駄
千葉県高女→千葉 県立高女	明治33年→ 34年	千葉（県立）	明治33年5月	木綿の筒袖・元禄袖、海 老茶袴
			明治38年3月	袴に白線2本
成田山女学校→成 田高女	明治41年→ 44年	千葉（私立）	明治41年	長袖、袴
華族女学校	明治18年	東京（官立）	明治22年7月	袴の許可
			明治27年7月	華美の禁止
普聯土女学校	明治20年	東京（私立）	明治30年	着物（木綿、銘仙、メリ ンス帯、外出着は黄八丈 が多い）、袴、白袴と白足 袋は厳守
東京女学校→東京 女子師範学校附属 高女→東京高女→ 女子高等師範学校 附属高女→東京女 子高等師範学校附 属高女	明治5年→ 15年→19年 →23年→41 年	東京（官立）	明治31年	海老茶か紫の袴が多い
			明治39年	博多帯に徽章

女子学院	明治23年	東京(私立)	明治31年頃	木綿の着物、海老茶袴
跡見女学校	明治8年	東京(私立)	明治32年	(式服)黒木綿五つ紋礼服、 キャラコの白重ね、頭髪 にリボン、紫紺袴
			明治45年	靴着用(全員)
東洋英和女学校	明治17年	東京(私立)	明治32年	着物、袴
和洋裁縫伝習所→ 東京裁縫女学校	明治14年→ 25年	東京(私立)	明治32～33年	着物、袴
実践女学校	明治32年	東京(私立)	明治32年	(校服)筒袖上下続きの 上っ張り
日本女学校	明治33年	東京(私立)	明治34年4月	綿服に限定、海老茶袴、 木履が多い
東京女学館	明治21年	東京(私立)	明治30年代前 半	カシミアの海老茶袴、紫・ オリーブ・緑の袴
頌栄女学校	明治18年	東京(私立)	明治30年代前 半	式服に袴
			明治38年後	海老茶袴、リボン、靴
女子小学校→救世 学校→海岸女学校 →東京英和女学校 →青山女学院	明治7年→8 年→10年→ 21年→28年	東京(私立)	明治34年頃	木綿の着物、海老茶か紺 の袴、白足袋
東京府高女→東京 第一高女	明治21年→ 34年	東京(府立)	明治34年7月	着物、袴、リボン、靴
			明治35年1月	着袴(制度化)
			明治41年～42 年	長袖→元禄袖
東京府第二高女→ 東京府立第二高女	明治32年→ 34年	東京(府立)	明治35年1月	袴に靴
東京第三高女	明治35年	東京(府立)	明治35年4月	海老茶・紺袴、靴、草履 (3枚重は禁止)、(式服) 木綿の黒紋付、海老茶・ 紫袴
戸板裁縫学校	明治35年	東京(私立)	明治35年	着物、袴
女子文芸学舎→千 代田高女	明治21年→ 43年	東京(私立)	明治35年頃	着物、袴
			明治43年	校章バックルのバンド
東京高女	明治36年	東京(私立)	明治36年5月	木綿・銘仙の着物、紫紺 の袴(後紐と裾上に白線1 本)

東京技芸女学校	明治37年	東京（私立）	明治37年	袴に白線2本
神田高女→東京高女→神田共立女学校→神田高女	明治23年→明治24年→37年→42年	東京（私立）	明治37年頃	木綿の着物、海老茶か紫の袴、緑の帯に白線1本
麹町女学校→麹町高女	明治38年→41年	東京（私立）	明治38年	着物、袴
女子聖学院	明治38年	東京（私立）	明治38年	着物、袴、白足袋、下駄
東洋女学校	明治38年	東京（私立）	明治38年	銘仙で二尺程度の袖、カシミアの海老茶か紫の袴、リボン、(式服)木綿の黒紋付、羽織は無紋の絹製
			明治40年代	校章バックルのバンド
三輪田高女	明治36年	東京（私立）	明治40年頃	木綿の着物、袴、下駄、(式服)木綿の黒紋付
東京第四高女	明治41年	東京（府立）	明治41年9月	木綿の筒袖、袴
京華高女	明治42年	東京（私立）	明治42年	着物、袴、底かお下げにリボン、(式服)木綿の黒紋付
日本橋女学校→日本橋高女	明治38年→39年	東京（私立）	明治44年9月	銘仙・久留米・米餅、上級生は長袖・長袴、下級生は元禄袖・短袴、(式服)丈2尺以内
淑徳女学校→淑徳高女	明治25年→39年	東京（私立）	明治40年代	着物、袴に白線1本
横浜英和女学校	明治13年	神奈川（私立）	明治30年	(式服)木綿黒紋付(縮緬をなくす)
			明治40年代	紫紺袴
共立女学校	明治4年	神奈川（私立）	明治30年代	木綿、銘仙、メリンス、縮緬の着物、カシミア、サージの紫紺か海老茶袴
神奈川県高女→神奈川高女	明治33年→34年	神奈川（県立）	明治34年	筒袖、海老茶袴
小田原女学校→小田原高女	明治40年→41年	神奈川（町立）	明治40年9月	木綿の元禄袖、紫の袴、簪の徽章
鎌倉女学校	明治37年	神奈川（私立）	明治43年1月	緋の元禄袖(銘仙まで可、矢絰は不可)
裁縫手芸編物伝習所→新名裁縫女学校	明治35年→39年	神奈川（私立）	明治40年代	紫紺袴

三島高女	明治34年	静岡(郡立)	明治34年	海老茶袴
			明治39年	メリンスかカシミヤの海老茶袴、下駄、靴(式服) 木綿の黒紋付
			明治41年	元禄袖、海老茶袴
			明治43年	海老茶袴に白線2本
浜松高女	明治34年→ 44年	静岡(町立) →(市立)	明治34年4月	着物、海老茶袴
静岡高女	明治36年	静岡(県立)	明治36年	木綿かモスリンの長袖、 海老茶か紫でセルかカシ ミアの袴、靴か下駄
			明治40年	筒袖か元禄袖、袴
			明治45年	(式服)紋付
静岡精華高女	明治36年	静岡(私立)	明治36年	着物、袴
女子高等技芸学校 →浜松実科高女	明治39年→ 44年	静岡(私立) →(私立実科)	明治39年	袴は自由(海老茶が多い)
仏英女学校→和仏 英女学校→不二高 女	明治36年→ 40年→45年	静岡(私立)	明治40年	木綿の着物、袴、下駄
吉原女子技芸学校	明治42年	静岡(組合立)	明治42年	木綿緋、紺・海老茶袴
巴女子技芸学校→ 巴実科高女	明治40年→ 44年	静岡(組合立 実科)	明治44年	木綿の元禄袖、紺・海老 茶袴、冬は羽織、白足袋、 日和下駄
金城女学校	明治22年	愛知(私立)	明治33年	モスの浅黄色の袴
名古屋高女→名古屋 第一	明治29年→ 35年(市 立)→45年	愛知(市立)	明治30年4月	木綿の着物
			明治32年6月	袴
			明治33年11月	羽織廃止
			明治36年9月	改良服
			明治41年9月	袴の両脇に白線
愛知高女	明治36年	愛知(県立)	明治36年10月	木綿の海老茶袴、黒毛線1 本
			明治30年代	木綿・銘仙・メリンス・ 縮緬の着物、カシミヤ・ サージの袴(紫・紺・海 老茶)
豊橋高女	明治35年→ 40年	愛知(町立) →(市立)	明治38年	筒袖、海老茶袴、袴に白 波線3本、短靴か下駄、白 足袋

名古屋裁縫女学校	明治38年	愛知（私立）	明治38年4月	海老茶袴に黒の波線1本、 下駄
			明治43年	海老茶袴に黒線2本
岡崎高女	明治40年	愛知（町立）	明治40年	着物、袴
豊橋裁縫女学校	明治35年	愛知（私立）	明治40年	着物、袴に2本線
名古屋女子商業学校	明治40年	愛知（私立）	明治40年	木綿着物、海老茶袴、白 足袋、日和下駄
知多高女	明治43年	愛知（郡立）	明治43年	元禄袖、海老茶袴に白線1 本
愛知淑徳女学校→ 愛知淑徳高女	明治38年→ 39年	愛知（私立）	明治44年	木綿の着物、木綿の海老 茶袴
犬山実科高女	明治44年	愛知（組合立 実科）	明治44年	海老茶袴に白線2本、日和 下駄
新城実科高女	明治43年	愛知（町立実 科）	明治45年	着物（木綿が多い）、袴は 自由（海老茶・紫紺が多 い）、下駄
安城裁縫女学校	明治45年	愛知（私立）	明治45年	着物にエプロン前掛
山梨英和女学校	明治22年	山梨（私立）	明治33年	袴、靴
			明治39年頃	袴に山形線
山梨県高女→山梨 高女	明治35年→ 38年	山梨（県立）	明治35年9月	木綿か麻の筒袖、海老茶 袴に黒線2本
			明治36年	改良袖
長野高女	明治29年→ 30年→42年	長野（町立） →（市立）→ （県立）	明治32年	海老茶袴
			明治33年	（式服）黒紋付の制服
上田高女	明治34年	長野（郡立）	明治34年9月	木綿・縮緬の袴、筒袖
			明治38年	海老茶袴に白線2本
下伊那高女	明治34年	長野（郡立）	明治34年	着物、袴
			明治39年	袴に白線1本
松本高女	明治34年→ 40年→42年	長野（町立） →（市立）→ （県立）	明治35年7月	海老茶袴に白線1本
諏訪高女	明治41年	長野（町立）	明治41年	筒袖
伊那実科高女	明治44年	長野（町立実 科）	明治44年	元禄袖、海老茶か紫の袴、 下駄、（式服）黒紋付
中野実科高女	明治44年	長野（町立実 科）	明治44年	着物、袴に白線1本

新潟女子工芸学校	明治33年	新潟(私立)	明治33年4月	矢継木綿織地、白打紐(実践女学校と同じ)
高田高女	明治33年→39年	新潟(郡立)→(県立)	明治36年	袴に白線1本
長岡高女	明治36年→40年	新潟(郡立)→(市立)→(県立)	明治36年	木綿の元禄袖、海老茶袴、袴に白線2本
新潟県高女→県立高女	明治33年→39年	新潟(県立)	明治30年代	筒袖、海老茶袴に黒線1本、簪・リボン禁止
刈羽郡立高女→柏崎高女	明治36年→40年	新潟(郡立)→(県立)	明治30年代末	筒袖、海老茶袴に白線1本
三条女子工芸学校→三条実科高女	明治43年→45年	新潟(町立)→(町立実科)	明治43年	改良服
相川実科高女	明治44年	新潟(町立実科)	明治44年	縞か緋の木綿の着物、メリンスの袴(海老茶か紺が多い)、下駄
佐渡実科高女	明治44年	新潟(村立実科)	明治45年	紫の袴
江沼実科高女	明治44年	石川(郡立実科)	明治44年4月	木綿元禄袖、海老茶袴に黒の波形線、足袋、下駄
鹿島実科高女	明治44年	石川(郡立実科)	明治44年	元禄袖、海老茶袴、白足袋、日和下駄
能美実科高女	明治44年	石川(郡立実科)	明治44年	木綿筒袖、元禄袖、海老茶袴に緑線1本
富山県高女→富山県立富山高女	明治34年→40年	富山(県立)	明治34年	長袖、海老茶袴、足袋、下駄
			明治40年	袴に3本線
高岡高女	明治40年	富山(県立)	明治42年9月	木綿の筒袖、海老茶か紫紺の袴に黒線2本、(式服)木綿の黒紋付
金沢女学校→北陸女学校	明治18年→33年	福井(私立)	明治20年代	着物、木綿の袴
仁愛女学館→仁愛女学校	明治34年→38年	福井(私立)	明治30年代	縞や緋の着物、海老茶袴、日和下駄
武生女子実業学校	明治39年	福井(町立)	明治39年	袴は自由(海老茶・縞が多い)、袴裾に白線1本
岐阜高女	明治33年→36年	岐阜(市立)→(県立)	明治33年	袴は自由(海老茶・紫が多い)、足袋
			明治41年	袴に黒線2本

大垣高女	明治33年→ 34年→36年	岐阜（県立代 用）→（町 立）→（県立）	明治34年	綿カシミアの海老茶袴、 白足袋、日和下駄、（式 服）木綿の黒紋付
中津高女	明治39年	岐阜（町立）	明治39年	着物、海老茶袴、白足袋
富田女学校	明治39年	岐阜（私立）	明治44年	海老茶袴、富田紋校章の バックル、日和下駄
滋賀県県立彦根高 女→滋賀県立彦根 高女	明治19年→ 24年→35年 →41年	滋賀（私立） →（町立）→ （県立）	明治37年3月	袴着用を任意
			明治38年12月	古代紫の袴を標準とする
			明治41年4月	紫紺の袴
三重高女	明治34年	三重（県立）	明治34年	長袖、海老茶袴、下駄
			明治40年頃	靴を許可
桑名高女	明治43年	三重（郡立）	明治43年	海老茶袴に白線1本、白足 袋、下駄
淑徳学舎→淑徳女 学校→宇治山田市 立実科高女	明治30年→ 36年→40年 →45年	三重（私立） →（町立）→ （市立）→（市 立実科）	明治43年	木綿綿柄の着物、海老茶・ 紫紺・古代紫の袴、下駄
飯南女学校→飯南 実科高女	明治43年→ 44年	三重（郡立） →（郡立実科）	明治43年	海老茶袴、足袋、日和下 駄
鳥羽女子技芸学校	明治44年	三重（町立）	明治44年	着物、海老茶袴、白足袋
新宮高女	明治39年	和歌山（町立）	明治39年	袖1尺5寸、袴に白線2本、 利休下駄
西牟婁高女	明治42年	和歌山（郡立）	明治42年	海老茶袴に白線1本、下駄
桜井高女	明治37年	奈良（県立）	明治41年	木綿の筒袖、木綿の古代 紫の袴
郡山実科高女	明治44年	奈良（町立実 科）	明治44年	着物、袴、下駄
女紅場→京都府女 学校→京都府高女 →京都府立第一高 女	明治5年→ 15年→20年 →37年	京都（府立）	明治34年	古代紫の袴
平安女学院	明治8年	京都（私立）	明治36年4月	袴、校章のバックル
亀岡高女	明治37年	京都（郡立）	明治37年	着物、袴、下駄
精華女学校→精華 高女	明治38年→ 41年	京都（私立）	明治38年	袖1尺5寸、紫紺の袴、白 足袋、下駄、リボン

何鹿郡立実業学校	明治40年	京都（郡立）	明治40年	(冬) 木綿ガス、(夏) 紺紵、セル地の海老茶、赤ビロード鼻緒の下駄、(式服) 黒木綿の紋服
普溜女学校	明治23年	大阪（私立）	明治33年	着物、袴
大阪府女学校→大阪府高女→市立大阪高女→市立大阪第一高女→中之島高女→堂島高女→梅田高女	明治19年→20年→22年→33年→34年→35年→43年	大阪（市立）→（府立）	明治33年	木綿着物、袴
			明治36年4月	袖1尺7寸
大阪第二高女→清水谷高女	明治33年→34年	大阪（府立）	明治34年4月	袴
堺高女	明治33年	大阪（市立）	創設期	綿か麻の着物、海老茶か紫紺の袴、足袋
泉南高女	明治34年	大阪（郡立）	明治39年4月	木綿縞、筒袖、海老茶袴、袴に毛1本、帯に徽章、赤鼻緒の利久下駄、白足袋
島之内高女→夕陽丘高女	明治39年→42年	大阪（府立）	明治39年	筒袖、古代紫の袴
相愛女学校→相愛高女	明治21年→39年	大阪（私立）	明治30年代末	縞銘仙、袖1尺8寸、海老茶袴・波型白線
信愛女学校→大阪信愛高女	明治17年→41年	大阪（私立）	明治41年4月	筒袖、袴（色や柄は自由）、(式服) 振袖
金蘭会女学校→金蘭会高女	明治38年→明治41年	大阪（私立）	創設時	木綿袖1尺7寸、海老茶袴、記章入り簪、利休下駄（畳なし）
河北高女	明治42年→44年	大阪（組合立）→（郡立）	明治42年	着物、袴、草履か靴
江戸堀高女	明治44年	大阪（府立）	明治44年	綿の筒袖、海老茶袴
神戸女学院	明治6年	兵庫（私立）	明治31年	着袴を奨励
兵庫高女	明治34年	兵庫（県立）	明治34年	筒袖、海老茶袴
増谷裁縫塾→増谷裁縫女学校	明治13年→34年	兵庫（私立）	明治34年11月	着物、袴
淡路高女	明治36年	兵庫（組合立）	明治36年	木綿筒袖、海老茶袴、下駄、(式服) 黒紋付
柏原女学校→柏原高女	明治36年→41年	兵庫（町立）→（郡立）	明治36年	木綿筒袖、元禄袖、紫紺の袴、白足袋、麻裏草履

日ノ本女学校	明治26年	兵庫（私立）	明治30年代	着物、袴
城崎高女	明治42年	兵庫（郡立）	明治42年	長袖、海老茶袴、白足袋、日和下駄
姫路高女	明治43年	兵庫（県立）	明治43年	袖1尺5寸、セルの海老茶袴、利休下駄
多紀高女	明治45年	兵庫（郡立）	明治45年	元禄袖、海老茶袴、(式服)黒木綿紋付
山陽高女	明治19年	岡山（私立）	明治32年	海老茶袴
			明治34年	徽章
			明治35年	古代紫の袴、3枚重の草履
			明治38年	袴裾にオリーブ色のレース毛縁1本
笠岡女学校	明治35年	岡山（町立）	明治35年	モンベに前掛け
			明治43年	袴に黒線1本
津山高女	明治35年	岡山（県立）	明治36年4月	木綿長袖、袴
井原女学校→井原高女	明治36年→45年	岡山（町立）	明治36年	着物、袴
岡山実科女学校→岡山実科高女→就実高女	明治37年→41年→44年	岡山（私立実科）→（私立）	明治37年	着物、古代紫の袴、袴の裾に茶色線1本
			明治44年	専攻科は袴に無線、高女は袴に卵黄線、実科は茶色
西大寺女学校→西大寺高女	明治34年→39年	岡山（町立）	明治39年	縞か緋の木綿の着物、海老茶袴、白足袋、下駄
精思女学校→精思高女	明治41年→42年	岡山（組合立）	明治41年	着物、袴
鴨方女学校→鴨方実科高女	明治41年→44年	岡山（村立）→（村立実科）	明治41年	着物、袴
広島高女	明治34年	広島（県立）	明治38年	袴（地質と色は自由）
新庄女学校	明治42年	広島（私立）	明治42年	なっせんの着物に袴（制服）
福山女学校→福山高女	明治39年→42年	広島（町立）	明治43年	着物、紫の袴の紐に白線
可部実科高女	明治45年	広島（町立実科）	明治45年	海老茶か紫の袴に黒の山印

鳥取高女	明治21年	鳥取（県立）	明治34年5月	質素と清潔の奨励、華美の抑止
			明治34年	木綿の海老茶袴
			明治38年	袴に白練1本
松江高女	明治30年→40年	鳥根（市立→県立）	明治30年	縞の着物、元禄袖、海老茶袴
			明治末	袴に白練1本、リボン（1年ピンク、2年白、3年紫、4年と補修科リボンなし）
鳥根県高女→鳥根高女→浜田高女	明治33年→34年→40年	鳥根（県立）	明治33年	長袖、海老茶袴
津和野高女	明治41年	鳥根（郡立）	明治41年	着物、袴、白足袋、藁草履
松江女子技芸学校	明治44年	鳥根（市立）	明治44年	袴に玉つけ波形線
益田女子技芸学校	明治45年	鳥根（町立）	明治45年4月	元禄袖、下駄
德基高女→德基女学校→德基高女	明治17年→32年→35年	山口（郡立）→（県立）	明治34年	綿服、海老茶袴
			明治36年6月	綿服（40年から長袖禁止）、海老茶袴、胸に徽章
			明治40年	筒袖、海老茶袴
山口女学校→山口高女→毛利高女→山口高女	明治20年→23年→30年→33年	山口（私立）→（県立）	明治34年	木綿の海老茶か焦げ茶袴、メダル型の徽章、（式服）木綿の紋付、古代紫の袴
玖珂郡立実業補習女学校→岩国女学校→岩国高女	明治35年→40年→42年	山口（郡立）	明治35年	なぎなた袖、袴に縦の白波線、襦袢袴は白
下関高女	明治38年	山口（市立）	明治38年5月	木綿の緋か盲縞、紫袴
柳井女学校→柳井高女	明治40年→43年	山口（町立）	明治40年	木綿やガスの着物、海老茶袴に山形の白練1本、下駄、草履
豊東女子実業補習学校	明治40年	山口（村立）	明治40年代	着物、袴
佐波高女	明治42年	山口（郡立）	明治42年4月	筒袖、海老茶袴に山形の白練、下駄
大津高女	明治44年	山口（郡立）	明治44年	木綿の筒袖、袴
阿武実科高女	明治44年	山口（郡立実科）	明治45年	元禄袖、紫紺の袴、足袋、下駄、メダル型の徽章
都濃高女	明治45年	山口（郡立）	明治45年	木綿筒袖、海老茶袴

徳山高女	明治45年	山口（郡立）	明治45年	木綿筒袖、海老茶袴に白線1本、下駄、靴
進得女学校→香川県高女→香川県立高松高女	明治24年→26年→35年	香川（私立）→（県立）	明治33年	袴
			明治40年	袴に白線
三豊実業女学校→三豊実科高女	明治40年→44年	香川（郡立）→（郡立実科）	明治40年	着物、袴に白線3本
愛媛県高女→愛媛実業女学校→愛媛高女→松山高女	明治24年→34年	愛媛（私立→県立）	明治34年	着物、海老茶袴、日和下駄
今治高女	明治32年→34年	愛媛（町立）→（県立）	明治35年6月	着物、海老茶袴
大洲女学校→大洲高女	明治36年→39年→40年	愛媛（私立→町立→郡立）	明治36年	長袖、海老茶袴、足袋、日和下駄
喜多高女	明治40年	愛媛（郡立）	明治40年	長袖、海老茶袴、日和下駄
西条実業女学校→新居郡立実業高女	明治39年→41年	愛媛（組合立実業）→（郡立実業）	明治40年	木綿筒袖、海老茶袴
三島女学校	明治41年	愛媛（組合立）	明治42年12月	木綿着物、袴、（式服）黒紋付袴
高知県尋常中学校女子部→高知県高女→高知県立高女	明治20年→26年→34年	高知（県立）	明治34年11月	長袖、木綿袴に白線1本、赤色鼻緒の下駄
高知女学校→土佐女学校→土佐高女	明治35年→37年	高知（私立）	明治35年	木綿長袖、海老茶袴（絹製・毛織は禁止）、袴裾に波形白線1本、胸に梅花形に土の徽章、赤鼻緒の下駄
			明治38年2月	袴裾に波形白線2本、
幡多郡実業学校→幡多郡立実業学校→幡多郡立実科女学校	明治41年→42年→45年	高知（私立）→（郡立実業）→（郡立実科）	明治41年4月	元禄袖、海老茶袴に白線、下駄
英和女学校	明治18年	福岡（私立）	明治34年	袴
久留米高女	明治30年→41年	福岡（私立）→（県立）	明治30年代	筒袖、海老茶袴に黒線
福岡高女→福岡県高女→福岡高女	明治31年→33年→36年→41年	福岡（市立）→（県立）	明治34年3月	海老茶袴に黒線2線、（式服）木綿紋付、白足袋

小倉高女	明治32年→ 33年→41年	福岡(郡立) →(市立)→ (県立)	明治32年	海老茶袴
九州女学校→九州 高女	明治39年→ 40年	福岡(私立)	明治39年	着物、袴に白の縦線1本
門司高女	明治40年	福岡(市立)	明治40年	木綿筒袖、紫の袴、短靴、 (式服)木綿紋付長袖
筑紫高女	明治40年	福岡(私立)	明治40年	着物、海老茶袴
浮羽高女	明治41年	福岡(郡立)	明治41年	着物、袴に波線
直方高女	明治42年	福岡(県立)	明治42年	着物、袴
嘉穂技芸女学校→ 嘉穂実科高女	明治43年→ 大正元年	福岡(郡立) →(郡立実科)	明治43年	着物、袴
朝倉女子実業学校	明治43年	福岡(郡立)	明治43年	木綿の縞か緋、筒袖、海 老茶袴に白線2本、毛織物 は禁止
島原女子手芸学校 →島原実科高女	明治34年→ 45年	長崎(私立) →(私立実科)	明治30年代	着物、袴
口之津女子手芸学 校	明治35年	長崎(私立)	明治35年	着物、袴
			明治40年	袴に白線2本
平戸女学校	明治36年	長崎(私立)	明治36年	着物、海老茶袴
対馬女学校→上下 県郡総町村組合実 科高女	明治41年→ 42年	長崎(私立→ 組合立→組合 立実科)	創立	筒袖、袴、白衿、白足袋
諫早実科高女	明治44年	長崎(郡立実 科)	明治44年	筒袖、海老茶袴、下駄
佐賀高女	明治34年	佐賀(県立)	明治34年	袖1尺7寸、海老茶袴、短 靴
成美女学校→成美 高女	明治34年→ 42年	佐賀(私立)	明治34年	着物、袴
鹿島高女	明治39年→ 42年→44年	佐賀(組合立 →郡立)	明治42年	着物、袴に白線2本
大分高女	明治33年	大分(県立)	明治33年4月	絹以外の長袖、木綿の海 老茶袴
			明治40年9月	袴に3分の黒線
			明治41年~42 年	筒袖、めくら縞に海老茶 袴

杵築女子実業学校	明治41年	大分（組合立）	明治41年	着物、袴に白線2本、(式服) 木綿紋付
日出女子実業補習学校	明治42年	大分（組合立）	明治42年	元禄袖、海老茶袴に波状白線
宇佐実科高女	明治44年	大分（郡立実科）	明治44年4月	緋の筒袖、海老茶か紫の毛袴
臼杵女子実業補習学校→臼杵実科高女	明治42年→44年	大分（町立実科）	明治44年	筒袖、元禄袖、海老茶袴に黒線1本、白足袋、日和下駄、(式服) 木綿黒紋付
济々鬘附属女学校→尚綱女学校→尚綱高女	明治21年→24年→29年	熊本（私立）	明治35年	海老茶袴、靴
			明治37年	(式服) 黒木綿の紋付、海老茶袴
熊本英学校→熊本英学校附属女学校→熊本女学校	明治21年→22年	熊本（私立）	明治35年4月	木綿の着物、袴
熊本玫瑰女学校	明治33年	熊本（私立）	明治42年	サージの緋、海老茶、紫紺の袴、袴紐に薔薇の花を刺繍
熊本高女	明治36年	熊本（県立）	明治36年4月	木綿筒袖、海老茶袴
			明治40年6月	紫袴か海老茶袴
坪井女子工芸学校	明治36年	熊本（私立）	明治36年	着物、袴
八代高女	明治35年	熊本（郡立）	明治39年	長袖、元禄袖、海老茶袴
菊池女学校→菊池実科高女	明治41年→44年	熊本（組合立実科）	明治41年	着物、袴
熊本実科高女	明治44年	熊本（市立実科）	明治44年	筒袖、海老茶か紫紺の袴に白線2本
宮崎高女→宮崎県高女→宮崎県立高女	明治29年→32年→34年	宮崎（組合立→公立→県立）	明治34年1月	木綿筒袖、海老茶袴に黒線2本
女兒教舎→延岡女学校→延岡高女	明治9年→34年→39年	宮崎（私立）	明治34年	木綿筒袖、袴
延岡女子職業学校	明治39年	宮崎（私立）	明治39年	木綿筒袖、袴に白線1本
鹿児島高女→鹿児島第一高女	明治34年→43年	鹿児島（県立）	明治35年4月	長袖、海老茶袴
鹿児島第二高女	明治43年	鹿児島（県立）	明治43年	着物、袴

野間教育研究所所蔵、お茶の水女子大学附属図書館所蔵、国立国会図書館所蔵、筆者が入手した高等学校記念誌から作成。

和下駄か草履が多く、前述のように明治四十年代から靴を用いる学校が出てきているのがわかる。

県下の学校を区別することはもとより、職業に就く女性との判別から、袴の裾上に特徴的な三蓋松や「とも桜くずし」線をはじめ、白線一本、二本、黒線一本、二本、波形線、山形線などをつけていることも確認できる。また明治三十年代中期から尚綱女学校、岩手県立高等女学校（明治四十四年に盛岡高等女学校と改称）、德基高等女学校、佐野高等女学校では胸に徽章、平安女学院、神田共立女学校（明治四十二年に神田高等女学校と改称）、女子高等師範学校附属高等女学校、千代田高等女学校では校章バツクルつきのバンドなど、袴の線とは違った学校を証明する徽章類が登場している。簪を禁止する学校が多いため、埼玉県立高等女学校や小田原女学校（明治四十一年に小田原高等女学校と改称）などの簪の徽章は珍しかった。

校章バツクルつきのバンドは、明治三十九年に採用した女子高等師範学校附属高等女学校のものが有名となり、大正時代には多くの高等女学校で取り入れられるようになる。また着物の帯や胸につけた徽章は、セーラー服やブレザーに代わってから胸につけた校章バツチの原点といえる。つまり袴の裾上の線だけでなく、このような徽章をつけなければ、どこの高等女学校か把握できないほど海老茶袴が全国的に普及していたことがわかる。

愛知県の安城裁縫女学校では、明治四十五年の開校当初は着流しの着物にエプロンの前掛けをしていたが、すぐに袴を穿くようになったという。^⑩新潟県の三条女子工芸学校では、校長の中沢中の意向で紺緋の改良服を採用し、袴ではなく「少しギャザーの入ったスカート」だった。しかし、生徒たちは「袴だとい、がノウ。色なんか葡萄茶の袴に、唐縮緬の着物でも着て、町をサツソウと歩いて見たいがあ」と、不満げに語っている。そして大正七年（一九一八）四月から「女学生の憧れである袴着用になった」と回想する。^⑪

裁縫学校や技芸学校では当初袴を採用しなかったところもあったが、それも極めて珍しかった。そのような学校も

数年後には女子生徒が望む周囲の高等女学校と同じ袴に切り替えている。県立の高等女学校で海老茶袴が普及すると、それに続いて創設された実科高等女学校はもとより、実業学校・技芸学校・裁縫学校・商業学校などが、それに倣って採用したのは自然の流れであった。実科高女や実業学校以下の学校に通う生徒からすれば、着袴は高等女学校に対する憧れであり、またそれを穿くことで同等の立場を示すことができたと考えられる。すでに社会的に袴を穿くことの賛否両論の時期は過ぎ、女子生徒が穿くものという価値観が定着したのである。

五 女子生徒の服装問題

明治三十五年の全国中学校長会議では、「東京市の風俗を实地視察せざりしに、其の変遷は著しく、特に市中の女学生の服装の如き、華美と奢侈に赴きしには一驚を喫せり、其の一例を挙げれば、一昨年よりも其の袖丈凡そ二寸余も長くして、益々奢侈に赴くの傾向を呈せり」ということが話題になった。¹⁰⁾ 女子生徒の華美と奢侈には、袖が長くなったことだけでなく、リボンなどの髪飾り、服の地質や柄なども含まれていただろう。

なぜ中学生の風俗ではなく、管轄外であるはずの高等女学校の生徒のそれが議論にあがっているのか。その理由は女子生徒の華美や奢侈が、中学生の性的感情を誘発し、男女恋愛の關係に発展することを恐れたからであった。実際、この頃から新聞や雑誌の紙面では、中学生と高等女学校の生徒の風俗悪化が問題視された。

明治三十五年九月十六日、文部省は全国の高等女学校校長に、女学校の風紀を振肅するよう努力し、品行不良の者は除名退学の制裁を断行するよう指示した。¹¹⁾ 「女学生墮落」は、父兄の監督不行き届きによる「無責任なる下宿舎居住」の女学校に原因があると推測された。そのため、親元から離れて通学する者は学校内の寄宿舎に入れ、学校側で

監督することが望まれた。寄宿舎がなければ廢校にするか、それを有する他校と合併することも視野に入れた。十月八日からは視学官が東京府下の私立高等女学校に派遣され、校内の状態を調査している。¹¹⁶

このような調査結果を踏まえ、文部大臣の菊池大麓は「親戚若くは相当の保護者なき以上は断じて妙齡の女子を東京に出す可からず、余の知れる限りに於て保護者なき女学生は悉く身を誤りたり、故に相当の保護者あらば兎も角、然らざる以上は地方の学校にて教育するの方針を採り、決して手離して東京に出すべからず」と演説した。¹¹⁷ 父兄や親戚の監督下に置くことを前提とし、上京者の下宿住まいを認めない方針を示した。

東京は地方よりも商業発展の速度が速かった。それゆえ「本郷、神田等の下宿屋に寄宿するものには、往々云ふべからざる醜行をなす者もあるより、其筋にても昨今嚴重に取締中の由なるが、又此等の醜行者の内には、外形女学生に髻髷たるも市中に於ける幾多の病院を彷徨する看護婦或は電話交換手、又は印刷局等の工女等も混交し居れるを以て、其の取締りにも大に困難を極め居れり」という特殊な状況が生まれた。¹¹⁸

そして明治三十五年八月段階では、「現時女学校に於て校服、校章の規定ある者殆んどなく、女子着袴の風漸く盛んなるに至りて学生以外の婦人も亦之れを着用する者日に多く、電話交換手、印刷局工女其他或は教育程度低く品性の何物たるを解せざる者も亦外見上殆んど学生と区別する能はざる風采をなす者あり、而して因習の久しき世人は鰐茶色の袴を着せる婦人を見れば直ちに女学生となし、為めに学生以外無教育者の行動も誤て女学生の悪風として世に伝へらる」ようになる。¹¹⁹

電話交換手や印刷局の工女たちも着物に袴を穿いていたため、女子生徒と区別がつかなかったのである。実際には男女の關係を持つ不良女子生徒もいたが、電話交換手や印刷局の工女たちの同じ行為も女子生徒のものと見て取られるようになる。そこで海老茶や紫の袴だけでなく、各学校の徽章を身につけ、女子生徒とそうでない者との判別がで

きるようにしたのである。前章で確認した袴の線や徽章の制定には、このような社会状況を受けていた。なにか自校の生徒が問題を起した場合には特定がしやすい。

京阪地方では、華美を抑止するため綿服に筒袖を支持する学校が少なくなかった。「東京の女学校が、いづれも常に服装の質素を訓諭せるに拘はらず、其校庭に遊び街路を通行せるもの、花の如く紅葉の如く、華美絢爛を極むるに反し、京阪地方のは、驚くべき質素」であり、京都第一、大阪堂島の高等女学校は綿服に限られ、清水谷高等女学校では綿服筒袖を徹しているという⁽¹⁰⁾。

だが、「京阪女学校參觀記」の記事では「本願寺の令嬢は学校行の時刻になれば絹服を脱して綿服に更へ課業終りて帰邸の後は再び絹服に改めらるゝなりとぞ、かゝる例は他に尚多かるべし」と紹介している⁽¹¹⁾。なかには通学時を除いて筒袖綿服を着ていない者もいた。後述する東京に比べて京都や大坂で通学時に綿服姿の女子生徒が多かったのは、服装検査が厳しかったからだろう。

実際、大阪府立の堂島高等女学校では、明治三十六年四月から袖の長さを一尺七寸と定め、月に一度の服装検査をおこなっている。同年に同校では愛国婦人会の創設者として知られる奥村五百子が考案した改良服を取り入れたが、上下に分かれる改良服を着たのはクラスの半分程度で流行らなかつたという⁽¹²⁾。綿服の着物とはいえ、一尺七寸の長袖に袴のほうが魅力的であつたことがわかる。

他府県に比べて着袴の採用が遅れた京都府立高等女学校では、京都染織学校が考案したモスリン地を採用した。校長の河原一郎は、綿地よりも長持ちし、五年間に二度替えるだけですむという経済的効果に配慮したものであるという。同校の女教師は袴も着けず女中のようにであり、田舎の小学校教師でも珍しい質素なものであつた⁽¹³⁾。

これに反して東京の女子生徒からは豪華絢爛な奢侈の服装が消えなかつた。その理由として『婦女新聞』の紙面で

は「財産によりて人物を軽重する風の去らざる限りは、奢侈の弊は遂に矯むべからず」と推測している。¹⁰⁾『家庭雑誌』に掲載された「女学校評論」では、「第三高等女学校は麻布に在る、之は竹早町の第二と違つて余程貴族的な風が横溢して居る。奢侈、虚飾、余程、学習院女子部や、東京女学館の風に感染して居る所がある」という。¹¹⁾

こうした影響は、質素な校服を制定した実践女学校も例外ではなかった。実践女学校の創設者は、女子生徒に着袴を推奨した下田歌子である。同校では生徒の華美な服装を避けるため、明治三十二年の開校と同時に質素な着物の上に着る校服を定めた。生地は三河木綿に黒の矢絣を型染めし、形状は上下続きの筒袖か元禄袖で直衣のように首元に詰まった衿の着物であった。¹²⁾だが、生徒のなかには下田が考案した袴姿には憧れるものの、道行のような上下つづきの校服を嫌う者もいたことが、次の評論家の証言から浮かび上がる。

この校服を見た評論家は、「渋谷の近郊に杖を曳く人は路に一種異様の服装をした女学生に会ふであろう。アレが実践女学校の校服で、藤原時代の服装と、西洋服とを折衷したような、極めて不恰好な優美な点に乏しい、それかといふて純粹の西洋服の様に快活でない、何処から見ても感心の出来ないものである」、「校衣を強制せられたは好いがヨク／＼嫌なものと見へて、制服を学校へ畳んで置いて往復は通常服に海老茶袴を穿つて、例の濃艶な、下品な風姿を誇り顔に通学する者もあるようだ。恚んな学生の油断のならないのは勿論であるけれども、之は一面に於て強制的校衣の不完全に起因したもので、大に同情すべき点もある」と述べている。¹³⁾校服は校内に限り、通学時には着物に海老茶袴を用いる生徒がいたのである。

学習院に通う華族たちには国民の上に立ち、国民に模範を示す役割が課せられていた。ましてや官立の学校となれば、文部省が望む質素儉約にもとづく木綿地に筒袖を奨励すべきであった。しかし、皇族の子女にそれを求めるのは難しく、経済的に余裕がある華族たちの家庭でも望んではいなかった。彼女たちからすれば、身の丈に応じた服装を

各家庭で判断すべきであり、自分たちがどうして貧しい庶民の生活基準に合わせなければならないのかということである。

そうした判断は女子学習院の近所にあつた東京女学館でも同じであつた。両校は虎ノ門にあり、他校よりも非常に華美な服装をしていた。東京女学館は「別に本館の生徒が奢つた服装をして居るのでもありませんが、一寸華美な風があるやうに見える」と云うのは、家庭が大概上流で、物の配合色の調子等に付いては、割合に智識の程度も高いから、其れ程立派な品質を着て居なくても、配合の好い為に、美しく見えて人眼にも着くといふのでありませう」と説明する。^(四)

学校に通う家庭が裕福なため、服装の配色などの知識も長けており、立派なものを着ていなくても人目には美しく見えるのだという。そうはいっても、庶民より良いものを買求めているのは、大正五年（一九一六）二月の記述から裏づけられる。「此学校では生徒がいい所の人が多いから、木綿物でなければならぬといふやうな事になると、学校へ来る為めだけに二重なものを作らせねばならぬ事になる、これでは却つて不便だからといふので、勿論縮緬とか糸織とかいふ飛びはなれたものはいけませんが普通生徒が家にて一寸軽い訪問に出掛ける位の服装なら何でもよい事にして居ります」という方針を明確にしている。^(五)

そもそも木綿などが家庭内にはなく、通学のためにそれを購入するのは不経済だという。しかし、普段着ている「訪問に出掛ける位の服装」は、その価格をはるかに上回ることは間違いない。縮緬や糸織などの高級品は通学服には不向きだと認めるが、だからといって木綿など着られないという贅沢な反論である。木綿の着物などみつともなく着られないと判断していたことがうかがえる。

多くの学校では戊申詔書にもとづき服装規定で縮緬や絹製を禁止し、筒袖の着用を実施した。そのようななかで東

京女学館では、「貧富の差について考える必要のなかった」ため「服装については何らの規制がなく、髪型も自由、着るものも自由」という方針を取っていた。同館では「なかなかその華やいだ気風は押さえ切れず、女学館自身も上級階級の好みのよさのあらわれとしてきびしい規則を必要とする姿勢をとらなかつた。上級の生徒が化粧することもごく普通であつた」という。そうした状況は大正時代を迎えてからも変化せず、銘仙の着物、袖丈は二尺まで、メリンスの羽織姿が多く、それに赤のカシミア織の袴を胸高に穿くのが女学館流であつた。学校側は、東京病院院長の高木喜寛を招いて胸高に袴を穿くのは健康に良くないことを講演させたりしたが効果はなかつた。^⑭

ミッシヨン系の学校では、東京の女子聖学院で「洋服を着た者は一名もなかつた」というように、普通の高等女学校と同様に着物と袴であつた。また石川県の金沢女学校（明治三十三年に北陸女学校と改称）では木綿の袴、静岡県の和仏英女学校（明治四十五年に不二高等女学校と改称）は木綿の着物、岩手県の盛岡女学校（明治四十四年に東北女学校、さらに東北高等女学校と改称）では筒袖を設けるなど（表2を参照）、必ずしも贅沢な服装を許容していたわけではなかつた。それは愛知県名古屋の金城女学校で「町家娘のような服装、つまり質素な木綿もの」などで通学していたという記述からもうかがえる。^⑮

しかし、青森県の弘前女学校では明治三十三年一月に質素を奨励したが、あまり効果はなかつたという。^⑯東京の女子学院では「西洋学校」といわれながらも「ハイカラ趣味に流れることなく、袴に象徴される和風を自然なもの」としていた。^⑰同院長の矢嶋楯子は、「私の学校は比較的質素であると思つて居ります、併し数ある生徒の中には、あまり程衣類を持つて居るものもありまして、其人が一寸美しい服装でもしますと、矢張他の人も真似たがる傾きが見えます」と述べている。そして日露戦争下には「恤兵や犒軍の忙しさに、自分の身を飾つて居る暇」がなかつたが、戦後の「今の処奢侈の風潮を全然防いで了ふといふ手段はあるまいと思ふ」と、諦めに似た感想を示した。^⑱

ミツシヨンの学校でも、日露戦争後には華美な服装で登校する生徒があらわれるようになった。そして自由を尊重するミツシヨン系では、そうした服装を強制的に抑止することはしなかったようである。そのことは大阪の梅花女学校の事例から明らかとなる。先述のとおり東京に比べて京阪の女子生徒の服装は質素であった。しかし、梅花女学校では「上流家庭の子女多きに由り、服装贅沢にして世人は関西における女子学習院なりと評したる程なりき。当時の女学生は髪は二百三高地型、長い振袖を翻し、海老茶の袴を胸高く紐は長く垂らし黒靴にて之を蹴るが如く活発に意気揚々として大坂市中を大手を振りつつ濶歩したり」という生徒が多かった。⁽¹⁰⁾それは関西の女子学習院といわれるよう、経済的に裕福な「上流家庭」から通学する生徒が少なくなかったことによる。

東京女学館や梅花女学校が生徒たちの華美な服装を容認したのには、「上流家庭」から通学するという特殊な事情に加え、私立であったことが大きかったと考えられる。「上流家庭」の数が限られる地方の公立の女学校では、都市部の私立とは異なり木綿に筒袖という通学服が学校側によって強制された。明治三十四年に木綿の海老茶袴を着けるようになった鳥取県立高等女学校の女子生徒は、それまで素足が出るということから十分な運動ができなかったため、「皆飛び立つばかりに喜んで縄とびをした」という。だが一方で「皺になり易い木綿の事として、毎日霧を吹き叮嚀に畳みて、寝床の下に敷くなど袴の皺には随分苦心致しました」と回想するように、木綿の袴は手入れが大変であった。さらに服装検査も実施されるようになる。千葉県立高等女学校では、明治三十八年六月に「袴二三条ノ白線ヲ附シテ徽章」と定めたが、明治四十三年四月から「服装並ニ所持品ノ整理ヲ完ウセシメンガ為メニ每学期定期及臨時ノ検査」を実施した。⁽¹¹⁾少し後だが大正九年に長野県立諏訪高等女学校では、服装検査の当日に「毛織の袴をはいていたら

はき替えて来なさいと家へ帰らされた」、「襟巻や手袋などに値段を書いて来るようにいわれていた」ため、「襟巻に二円五十銭とつけておいたら」、校長から教師より高価であると叱られる生徒がいた。注意を逃れた生徒たちも、服

装検査は事前に知らされていたため、「袖丈が八寸以上だったら明日までに切つて来るようにとのことで、あわてて袖を縮めた」、「検査日の前の晩一晚かかって木綿の袴を仕上げた」などの手段を取った¹⁵⁾。

ここからは、地方の女子生徒でも毛織の袴などの高級品を所持する者がいたことがわかる。そして通学時に絹服から綿服に着替えた大阪の女子生徒と同じように、仕方なく木綿の筒袖を着ていたのである。福井県の武生町立実科高等女学校では木綿緋や縞を奨励していたが、「これはあまり生徒からは好まれず、銘仙などの絹物にაცოგれたようである。時々の服装検査には、木綿の羽織の裏から甲斐絹の肩すべりや、裕長着の下から絹の長襦袢などのぞかせていたりして、注意された者もあった¹⁶⁾」という。地方では東京ほど華美ではなかったものの、服装規定から逸脱する女子生徒もいたのである。

総体的に女子生徒たちは木綿筒袖に木綿の袴を嫌い、絹の長袖に毛織やカシミアの袴を好んだ。学校側は前者を「質素」と見なして奨励し、後者を「華美」と敵視して禁止するところが多かった。だが、東京では経済的に富裕層が多いとの理由、ミッシヨン系の女学校では自由を尊重するという教育方針から、服装に寛容な姿勢を取った。その一方で地方の女学校では服装規定などを設け、服装検査を徹底することにより、通学姿から「華美」をなくそうとしたのである。しかし、地方の生徒たちも表面的に「質素」を装っていたことには留意を要する。ここに制服ではない服装規定の限界があらわれている。

おわりに

明治時代に普及した女子生徒の袴は、下田歌子が華族女学校で採用したものとづいていて、皇后に接する機会

のある華族の子女たちが裾の隙間から素足が見えるのは品位に欠けた。下田が考案した女性用の袴にはそうした欠点を補う役割があった。華族女学校では洋服着用が推奨されたが現実的には難しかった。また着なれていないため、外国人から見劣りするという思いもあり、下田はイギリスのヴィクトリア女王との謁見では和装礼服である袴袴を用いた。女性皇族は公式の場では洋服を着ることとなったが、華族以下の一般女性にそれを実行させるわけにはいかなかった。

日清戦争を経た明治三十年代には衣服改良意見が過熱するが、そこで有識者たちから出てきた意見の多くは和服の袖を短くし、帯から袴へと代えるものであった。従来の着流しに太帯という和服は、衛生面と運動面から欠点が指摘された。その一方で洋服は高額な費用がかかる経済面と、腰をコルセットで締め付ける衛生面とに問題があった。なかには朝鮮や中国の民俗衣装を参考にすべきだという意見や、洋服を改造する服装案なども見られた。

多くの有識者が支持した着物に袴という下田の意見は、これまで指摘されてこなかった「婦女服制のことに付て皇后陛下思食書」の趣旨にもとづいていた。着流しに帯の服装を否定する「思食書」では、日本の古の女性は「衣」と「裳」を用いており、西洋婦人の服装もそれと同じであると説いている。女性皇族を除いて上下に分かれた洋服を着ることが難しかった当時としては、それに代わる着物に袴を用いるのが望ましかったのである。

こうした議論が起ころな明治三十二年に高等女学校令が公布されると、三島通良や山根正次などの有識者が、女子生徒に対する着袴の普及活動をおこなった。高等女学校よりも積極的に着袴を取り入れる高等小学校も少なからず存在した。しかし、文部省が各県に着袴を強制的に指示することがなかったため、学校に着袴の禁止を命じる県と、それを拒絶する学校との方針に違いが出たりした。

着袴は男性に限られていたことから、当初は周囲から奇異に見られたため、着袴に否定的な学校もあった。しかし、

高等小学校はもとより高等女学校で着袴が普及していくと、その必要性を認めて取り入れていった。長袖に胸高に袴を穿く姿は、着る側である女子生徒にとって魅力があった。また宮城県では視学官の山田邦彦が天皇を奉迎するとき、に女子生徒の着袴を禁止したが、仙台・熊本・山口では天皇の行幸や皇族のお成りに際して着袴を義務づける学校があった。それまで着袴を採用していなかった学校にとって天皇の行幸や皇族のお成りがその好機会となったことは間違いない。繰り返すまでもなく袴には裾の隙間から見える素足を隠し、礼節を保つ役割があったのである。

日露戦争を経て明治四十年に高等女学校令が改正される頃には、着袴は女子生徒の表象となっていた。新設校では開校当初から着流しではなく海老茶か紫紺の袴を指定したり、しなくてもいずれかの色を穿く女子生徒がほとんどであった。学校の違いを示す必要性から袴裾上には白線一本、二本、黒線一本、二本や、波線、山形線など様々な線を入れるようになる。学校によっては、東京女子高等師範学校附属高等女学校のように腰に校章入りのベルトを締めたり、胸にメダル型の徽章をつけた。その背景には電話交換手や印刷局などで働く女性のなかにも作業上から袴を穿くようになり、そうした女性と女子生徒とを区別する必要性が出たこともある。

そして明治四十一年に戊申詔書が出されると、男女間の風紀を取り締まる意味で袴や徽章を定めるだけでなく、華美を抑止する目的から絹や縮緬などの高級品を禁止し、木綿筒袖や元禄袖を義務づける服装規定を設ける学校が増加した。地方の学校では、この規定を厳守して服装検査なども実施された。一方で東京やミッシヨン系の学校のなかには貧富の格差に考慮する必要性がないことや、自由を尊重する教育方針から服装に寛容なところがあった。

このように明治三十年代から四十年代にかけて段階的に女子生徒の袴は定着していった。その過程は、国家の官僚たちが着る制服とは異なり、政府の服制によって強制されたものではなかった。文部省から各府県に着袴を義務づける通達は出されず、教育者や医学者などの有識者による普及活動と、その必要性を認知した学校側が裁量したこと

よって、着袴は普及していった。そして着る側の女子生徒たちが長袖に袴姿を望み、父兄が理解を示したことも大きいだろう。こうした積み重ねが、明治三十三年から三十六年まで全国的に展開されたことにより、日露戦争後に女性の着袴は女子生徒の表象となったのである。

従来の着物と帯に比べて袴は衛生面と運動面で優れていた。もともと、女子生徒たちが好んだ胸高に袴を穿くことは衛生的に問題視された。また筒袖や元禄袖を嫌い、木綿の着物の下に絹などを隠して着る女子生徒も少なくなかった。その意味でいうと服装規定は必ずしも全面的に「華美」を抑止するものではなく、通学時の表面的な「質素」を保つものに過ぎなかったといえる。着物の柄や刺繍の好みは自由であり、日替わりで何着も用意すれば経済的な負担は少くない。ここには服制による制服ではなく、服装規定の持つ限界が示されていた。

この限界を克服するため、大正時代に入ると生活改善運動と並行して服装改善が展開することとなる。そのなかでは女性の体育教育との関係から体操服としてセーラー服とジャンパースカートが取り入れられ、それが次第に通学服へと転換していくのである。両服とも「衣」と「裳」からなり、「婦女服制のことに付て皇后陛下思食書」の趣旨にとづいて^(註)いる。つまり、ここに明治三十代から加熱した女子生徒を対象とした衣服改良運動は帰結するのである。このように見ると、あらためて女子生徒の袴は、完成された改良服が生まれるまでの最良の服装と考えられていたことが裏づけられる。

注

(一) 代表的なものとして、家永三郎『日本人の洋服観の変遷』（ドメス出版、一九七六年十一月）、中山千代『日本婦人洋装史』

(吉川弘文館、一九八七年三月)が挙げられる。

- (2) 拙稿「日本近代服飾史の課題と展望」〔『風俗史学』四四、二〇一二年一月〕。
- (3) 拙稿「鹿鳴館時代の女子華族と洋装化」(同右、三七、二〇〇七年三月)。
- (4) 難波知子「学校制服の文化史―日本近代における女子生徒服装の変遷―」創元社、二〇一二年二月。
- (5) 夫馬佳代子「明治期の衣服改良運動について」〔『風俗』二四―二、一九八五年六月〕、同「明治期の衣服改良運動と大正期の服装改善運動」〔『一宮短期大学紀要』二七、一九八八年二月〕、同「衣服改良における和服から洋服への変容」(日本風俗史学会編『日本の風と俗』つくばね舎、二〇〇〇年一〇月)。
- (6) 女子生徒の制服を歴史的に検討する意味や、高等学校記念誌の史料価値については、拙稿「近代日本の制服研究」〔『中央史学』三九、二〇一六年三月〕、同「大正時代における高等女学校の洋装化―セーラー服とジャンパースカートの創出過程―」〔『中央史学』四〇、二〇一七年三月〕でも指摘した。女子生徒の袴については、横川公子「女性と袴(一) 男袴の受容」〔『金蘭短期大学研究誌』二三、一九九二年十二月〕、同「女性と袴(二) 海老茶式部の形成」〔『金蘭短期大学研究誌』二四、一九九三年十二月〕による先駆的な研究があるが、文献史料の記述紹介に重きが置かれ、明治三十年代の着袴をめぐる論争はもとより、学校に女子生徒の袴が普及した過程については十分に考察していない。
- (7) 『跡見学園九十年』跡見学園、一九六五年。
- (8) 『学習院百年史』一、学習院、一九八一年、三六五頁。
- (9) 前掲注3「鹿鳴館時代の女子華族と洋装化」参照。
- (10) 前掲注8『学習院百年史』一、三六六―三六八頁。
- (11) 同右、三六五―三六六頁。
- (12) 『婦女新聞』八八号、一九〇二年一月十三日(福島四郎編『婦女新聞』三、不二出版、一九八二年復刻版、二〇頁)。
- (13) 「緋の袴に小桂衣を着けて英国女皇陛下に謁見した思い出」〔『婦人世界』九一―、一九一四年一月(板垣弘子編『下田歌子著作集』資料篇七、実践女子学園、二〇〇一年所収)〕。

- (14) 同右。
- (15) 拙著『帝國日本の大礼服―国家權威の表象―』法政大学出版局、二〇一六年九月参照。
- (16) 安在邦夫・望月雅士編『佐佐木高行日記―かざしの桜―』明治二十八年十一月二十三日条、北泉社、二〇〇三年、七〇頁。
- (17) 同右、明治二十八年十二月三日条、七四頁。
- (18) 前掲注16参照。
- (19) 前掲注16『佐佐木高行日記』明治三十三年三月十日条、三九四頁。
- (20) 同右。
- (21) 同右、明治三十三年五月二十一日条、四〇八〜四〇九頁。
- (22) 同右。
- (23) 拙著『洋服・散髪・脱刀―服制の明治維新―』講談社選書メチエ、二〇一〇年四月、一八〇〜一八二頁参照。
- (24) 小島政吉「服装の改良」〔『女子の友』三六、一八九八年十二月〕。
- (25) 「女子服装改良方案懸賞募集」〔『女子の友』五四、一八九九年一月〕。
- (26) 寺田勇吉「女服の改良に關し貴婦人及び女教師諸君に告ぐ」〔同右、八三、一九〇一年一月〕。
- (27) 『婦女新聞』一三三号、一九〇〇年十月十五日（福島四郎編『婦女新聞』一、不二出版、一九八二年復刻版、一八〇頁）。
- (28) 同右、四四号、一九〇一年三月十一日（福島四郎編『婦女新聞』二、不二出版、一九八二年復刻版、八二頁）。
- (29) 弘田長「女子の衣服改良に就て」〔『婦人衛生雜誌』一三六、一九〇一年三月、口絵、一三〜一五頁〕。
- (30) 「横井氏の改良服」〔『婦人衛生雜誌』一四一、一九〇一年八月、四九〜五二頁〕〔『婦人衛生雜誌』一三、大空社、一九九一年復刻版〕。
- (31) 前掲注28参照。
- (32) 『婦女新聞』三三三号、一九〇〇年十二月二十四日（前掲注27『婦女新聞』一、二六四頁）。

- (33) まつば生「女服改良と世論」(『女子の友』一一〇、一九〇二年三月)。
- (34) 山根正治(マサキ)「女子の体育に就て」(『大日本婦人教育会雑誌』一三四、一九〇一年五月)。
- (35) 山根正次「女服の改良に就て」(『をんな』二一三、一九〇二年三月)。
- (36) 山根正次『改良服図説』庚寅新誌社、一九〇二年一月。
- (37) 同右。
- (38) 『婦女新聞』四三号、一九〇一年三月四日(前掲注28『婦女新聞』二、七四頁)。
- (39) 同右、五八号、一九〇一年六月十七日(同右、一九六頁)。
- (40) 渡辺敏全集編集委員会編『渡辺敏全集』長野市教育会、一九八七年、三〇四頁。
- (41) 同右、第五回、一八八九年八月四日、六三一〜六三二頁。
- (42) 同右、第十二回、一八八九年八月十日、六四〇〜六四一頁。
- (43) 前掲注41参照。
- (44) 同右、第十回、一八八九年八月八日、六三七頁。
- (45) 『婦女新聞』二二二号、一九〇〇年十月一日(前掲注27『婦女新聞』一、一六四頁)。
- (46) 『官報』明治二十三年勅令第二二五号、同三十二年勅令第三三二号、同四十年勅令第五二二号、第二八一号。
- (47) 『婦女新聞』五三三号、一九〇一年五月十三日(前掲注28『婦女新聞』二、一九八二年、一五六頁)。
- (48) 『創立百周年記念誌・学校編』神奈川県立横浜平沼高等学校創立百周年記念行事校内実行委員会、二〇〇〇年、五二頁。
- (49) 『婦女新聞』七〇号、一九〇一年九月九日(前掲注28『婦女新聞』二、二九二頁)。
- (50) 同右、六二二号、七四号、一九〇一年七月十五日、十月七日(同右、二二八、三二四頁)。
- (51) 同右、六五号、一九〇一年八月五日(同右、二五二頁)。
- (52) 同右、六六号、七〇号、一九〇一年八月十二日、九月九日(同右、二六〇、二九二頁)。

- (53) 「女服改良運動彙報」六(『をんな』一〇、一九〇一年十月)。
- (54) 『婦女新聞』六七号、一九〇一年八月十九日(前掲注28『婦女新聞』二、二六八頁)。
- (55) 同右、七九号、一九〇一年十一月十一日(同右、三六四頁)。
- (56) 前掲注53参照。
- (57) 『婦女新聞』八〇号、一九〇一年十一月十八日(前掲注28『婦女新聞』二、三七二頁)。
- (58) 前掲注53参照。
- (59) 同右、七(『をんな』一一、一九〇一年十一月)。
- (60) 『婦女新聞』五七号、一九〇一年六月十日(前掲注28『婦女新聞』二、一八八頁)。
- (61) 同右、一一五号、一九〇二年七月二十一日(前掲注12『婦女新聞』三、二四〇頁)。
- (62) 同右、五七号、七七号、一九〇一年六月十日、十月二十八日(前掲注28『婦女新聞』二、一八七頁、三四七頁)。
- (63) 同右、七七号、一九〇一年十月二十八日(同右、三四八頁)。
- (64) 同右、一〇九号、一九〇二年六月九日(前掲注12『婦女新聞』三、一九一頁)。
- (65) 「帯上げの害」(『女子の友』七一、一九〇〇年七月、六二頁)。
- (66) 『婦女新聞』六四号、一九〇一年七月二十九日(前掲注28『婦女新聞』二、二四四頁)。
- (67) 同右、九〇号、一九〇二年一月二十七日(前掲注12『婦女新聞』三、三五頁)。
- (68) 同右、九一号、一九〇二年二月三日(同右、四三頁)。
- (69) 前掲注33参照。
- (70) 近江恵美子「服飾からみた仙台市民の生活史―袴着用是非の論争を通して―」(『東北生活文化大学三島学園女子短期大学紀要』三二、二〇〇二年三月)。
- (71) 『婦女新聞』八五号・八六号・八七号、一九〇一年十二月二十三日、一九〇二年一月一日・六日(前掲注28『婦女新聞』二、

- 四一五頁、前掲注12『婦女新聞』三、六頁、一四頁。
- (72) 同右、八五号、一九〇一年十二月二十三日(前掲注28『婦女新聞』二、四一五頁)、同右、八六号、一九〇二年一月一日、一〇八号、一九〇二年六月二日(前掲注12『婦女新聞』三、六頁、一八三頁)。
- (73) 同右、八五号、一九〇一年十二月二十三日(前掲注28『婦女新聞』二、四一五頁)、同右、八六号、一九〇二年一月一日、一〇八号、一九〇二年六月二日(前掲注12『婦女新聞』三、六頁、一八三頁)。
- (74) 『河北新報』一九〇一年九月十七日(国立国会図書館所蔵)。
- (75) 『尚綱七十年史』尚綱学園、一九六〇年、六六頁。
- (76) 『九〇年史』栃木県立宇都宮女子高等学校、一九六六年、一八〇一頁。
- (77) 『松籟』二五、千葉県立千葉女子高等学校、一九七一年、三四頁。
- (78) 『松籟』一五、千葉県立千葉女子高等学校、一九六一年、五九頁。
- (79) 『七十五年のあゆみ』千葉県立安房南高等学校、一九八二年、一〇頁。
- (80) 『高女七十年』群馬県立高崎女子高等学校、一九六八年、一一頁。
- (81) 『共愛学園百年史』上、共愛社共愛学園、一九九八年、四七六頁。
- (82) 『八十年史』青森県立弘前中央高等学校創立八十周年記念実行委員会、一九八〇年、七五〇七六頁。
- (83) 同右、一一六〇一七頁。
- (84) 『大垣北高八十年』岐阜県立大垣北高等学校、一九七四年、一一頁、杉原明雄『大垣北高物語―八十年のあゆみ―』岐阜日日新聞社、一九七六年、八六頁。
- (85) 『彦根西高百年史』滋賀県立彦根西高等学校、一九八七年、八一頁。
- (86) 同右。
- (87) 『岩国高等学校百周年記念誌』山口県立岩国高等学校、一九八〇年、三四七頁。

- (88) 『山口県立山口中央高等学校百年史』山口県立山口中央高等学校創立百周年記念事業会、一九九〇年、二五頁。
- (89) 同右、七九頁。
- (90) 黒木五郎編『梅光女学院史』梅光女学院、一九七二年縮刷版、二六四～二六五頁。「小松宮実録・彰仁親王」二七（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号七七六六八）によれば、小松宮彰仁親王は明治三十四年四月十日に東京を出発し、鳥取・高根・山口・奈良・京都を回り、五月二十八日に帰京している。
- (91) 前掲注90『梅光女学院史』二六四頁。
- (92) 『六十年の歩み』山口県立下関南高等学校、一九六六年、一三頁。
- (93) 同右。
- (94) 『明善校九十年史』福岡県立明善高等学校明善校九十年史刊行会、一九七〇年、二四〇～二四一頁。
- (95) 『熊本市立高校史』熊本市立高等学校、一九六七年、八六頁。
- (96) 『学校要覧』（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号五二八四一）。
- (97) 『学校要覧』（同右、識別番号五二八四二）。
- (98) 『学校要覧』（同右、識別番号五二八四八）。
- (99) 『学校要覧』（同右、識別番号五二八七二）。
- (100) 『富山県立高岡高等女学校施設要領』（同右、識別番号五二九六四）。
- (101) 『岐阜県立岐阜高等女学校規則及諸調査』（同右、識別番号五二九〇三）。
- (102) 『学校要覧』（同右、識別番号五〇八二八）。
- (103) 『学校要覧』（同右、識別番号五〇八二九）。
- (104) 『アルバムひがし』創立八〇周年記念事業実行委員会、一九八一年、三九～四一頁。
- (105) 『創立八十周年記念誌』静岡県西遠女子学園、一九八六年、六～七頁。

(106) 同右。

(107) 『青森高校百年史』 青森県立青森高等学校創立百周年記念事業協賛会、二〇〇三年、八九三頁。

(108) 『安城学園六十年誌』 安城学園、一九七二年、三一頁。

(109) 『大空高く百年』 新潟県立三条東高等学校、二〇一〇年、九二頁、一一三～一二四頁。

(110) 『女生徒奢侈の傾向』 (『教育時論』 六一五、一九〇二年五月) (『教育時論』 七七、雄松堂書店、一九八二年復刻版)。

(111) 『女学生取締の内訓』 (『教育時論』 六二八、一九〇二年九月) (『教育時論』 七九、雄松堂書店、一九八二年復刻版)。

(112) 『女学生墮落救済策』 「視学官の女学校視察」 (『教育時論』 六三〇、一九〇二年十月) (同右)。

(113) 『女学生問題と文相』 (『教育時論』 六三三、一九〇二年十一月) (『教育時論』 八〇、雄松堂書店、一九八二年復刻版)。

(114) 『女学生の取締』 (『教育時論』 六二〇、一九〇二年七月) (『教育時論』 七八、雄松堂書店、一九八二年復刻版)。

(115) 『婦女新聞』 一一七号、一九〇二年八月四日 (前掲注12 『婦女新聞』 三、二五八頁)。

(116) 同右、三〇〇号、一九〇四年二月五日 (福島四郎編 『婦女新聞』 七、不二出版、一九八三年復刻版、四九頁)。

(117) 同右、三〇三号、一九〇四年二月二十六日 (同右、七七頁)。

(118) 『天手前百年史』 金蘭会、一九八七年、五九～六〇頁。

(119) 『婦女新聞』 三〇三号、一九〇四年二月二十六日 (前掲注116 『婦女新聞』 七、七七頁)。

(120) 同右、三〇八号、一九〇四年四月二日 (同右、一一三頁)。

(121) 目黒里人「女学校評論」 (『家庭雑誌』 五一六、一九〇七年四月) (堺利彦編 『家庭雑誌』 五、龍溪書舎、一九八二年復刻版)。

(122) 『実践女子学園八十年史』 実践女子学園、一九八一年、八七～八八頁。

(123) 目黒里人「女学校評論」 (『家庭雑誌』 五一六、一九〇四年十二月) (前掲注121 『家庭雑誌』 五)。

(124) 『東京女学館百年史』 東京女学館、一九九一年、二二八～二二九頁。

(125) 同右。

- (126) 同右、三八四、三八六頁。
- (127) 村田百可編『女子聖學院五十年史』女子聖學院、一九五六年、一七頁。
- (128) 『金城学院百年史』金城学院、一九九六年、一五一頁。
- (129) 『弘前学院百年史』弘前学院、一九九〇年、一二九頁、七四三頁。
- (130) 『女子学院の歴史』女子学院、一九八五年、二九六頁。
- (131) 『婦女新聞』三〇一号、一九〇四年二月十二日(前掲注116『婦女新聞』七、六二頁)。
- (132) 『梅花学園九十年史』梅花学園、一九六八年、一〇二頁。
- (133) 『鳥取西高百年史・本文編』鳥取西高百年史編纂委員会、一九七三年、三四二～三四三頁。
- (134) 『千葉県立千葉高等女学校要覧』(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号五二八七三)。
- (135) 『諏訪二葉高等学校七十年誌』長野県諏訪二葉高等学校同窓会、一九七七年、一七七～一七八頁。
- (136) 『武生高等学校七十年史』福井県立武生高等学校同窓会、一九六九年、四四二頁。
- (137) 前掲注6「大正時代における高等女学校の洋装化」を参照。